

平成30年第1回平群町議会

定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	平成30年3月13日																																												
招 集 の 場 所	平群町議会議場																																												
開 会 （ 開 議 ）	3月13日午前9時0分宣告（第4日）																																												
出 席 議 員	<table border="0"> <tr> <td>1 番 山 本 隆 史</td> <td>2 番 城 内 敏 之</td> </tr> <tr> <td>3 番 井 戸 太 郎</td> <td>4 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>5 番 稲 月 敏 子</td> <td>6 番 植 田 い ず み</td> </tr> <tr> <td>7 番 山 口 昌 亮</td> <td>8 番 山 田 仁 樹</td> </tr> <tr> <td>9 番 高 幣 幸 生</td> <td>1 0 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>1 1 番 下 中 一 郎</td> <td>1 2 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 山 本 隆 史	2 番 城 内 敏 之	3 番 井 戸 太 郎	4 番 森 田 勝	5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み	7 番 山 口 昌 亮	8 番 山 田 仁 樹	9 番 高 幣 幸 生	1 0 番 窪 和 子	1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																																
1 番 山 本 隆 史	2 番 城 内 敏 之																																												
3 番 井 戸 太 郎	4 番 森 田 勝																																												
5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み																																												
7 番 山 口 昌 亮	8 番 山 田 仁 樹																																												
9 番 高 幣 幸 生	1 0 番 窪 和 子																																												
1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																																												
欠 席 議 員	な し																																												
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>岩 崎 万 勉</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>中 島 伊 三 郎</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>岡 弘 明</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>橋 本 雅 至</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 長</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 長</td> <td>瓜 生 浩 章</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>中 村 九 啓</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>辰 巳 育 弘</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 長</td> <td>今 田 良 弘</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 長</td> <td>西 岡 勝 三</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 長</td> <td>松 村 嘉 容</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 長</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 参 事</td> <td>大 辻 孝 司</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 参 事</td> <td>巳 波 規 秀</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 主 幹</td> <td>山 崎 孔 史</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 主 幹</td> <td>福 井 伸 幸</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 主 幹</td> <td>川 西 貴 通</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 主 幹</td> <td>東 川 雅 俊</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 主 幹</td> <td>西 谷 英 輝</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 主 幹</td> <td>乾 宏 美</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 主 幹</td> <td>松 本 光 弘</td> </tr> </table>	町 長	岩 崎 万 勉	副 町 長	中 島 伊 三 郎	教 育 長	岡 弘 明	会 計 管 理 者	橋 本 雅 至	政 策 推 進 課 長	大 浦 孝 夫	総 務 防 災 課 長	瓜 生 浩 章	住 民 生 活 課 長	中 村 九 啓	健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘	福 祉 課 長	今 田 良 弘	観 光 産 業 課 長	西 岡 勝 三	都 市 建 設 課 長	寺 口 嘉 彦	教 育 委 員 会 総 務 課 長	松 村 嘉 容	上 下 水 道 課 長	島 野 千 洋	都 市 建 設 課 参 事	大 辻 孝 司	教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	巳 波 規 秀	政 策 推 進 課 主 幹	山 崎 孔 史	政 策 推 進 課 主 幹	福 井 伸 幸	総 務 防 災 課 主 幹	川 西 貴 通	総 務 防 災 課 主 幹	東 川 雅 俊	税 務 課 主 幹	西 谷 英 輝	福 祉 課 主 幹	乾 宏 美	福 祉 課 主 幹	松 本 光 弘
町 長	岩 崎 万 勉																																												
副 町 長	中 島 伊 三 郎																																												
教 育 長	岡 弘 明																																												
会 計 管 理 者	橋 本 雅 至																																												
政 策 推 進 課 長	大 浦 孝 夫																																												
総 務 防 災 課 長	瓜 生 浩 章																																												
住 民 生 活 課 長	中 村 九 啓																																												
健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘																																												
福 祉 課 長	今 田 良 弘																																												
観 光 産 業 課 長	西 岡 勝 三																																												
都 市 建 設 課 長	寺 口 嘉 彦																																												
教 育 委 員 会 総 務 課 長	松 村 嘉 容																																												
上 下 水 道 課 長	島 野 千 洋																																												
都 市 建 設 課 参 事	大 辻 孝 司																																												
教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	巳 波 規 秀																																												
政 策 推 進 課 主 幹	山 崎 孔 史																																												
政 策 推 進 課 主 幹	福 井 伸 幸																																												
総 務 防 災 課 主 幹	川 西 貴 通																																												
総 務 防 災 課 主 幹	東 川 雅 俊																																												
税 務 課 主 幹	西 谷 英 輝																																												
福 祉 課 主 幹	乾 宏 美																																												
福 祉 課 主 幹	松 本 光 弘																																												

<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>教育委員会総務課主幹 教育委員会総務課主幹 学校給食センター所長 上下水道課主幹</p>	<p>浦 井 久 嘉 末 永 潤 子 石 見 良 川 口 博 司</p>
<p>本会議に職務の ため出席した者 の職氏名</p>	<p>議 会 事 務 局 長 主 幹 書 記</p>	<p>上 田 昌 弘 高 橋 恭 世 和 田 里 絵</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>	

平成 3 0 年 第 1 回 (3 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 4 号)

平成 3 0 年 3 月 1 3 日 (火)
午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

一 般 質 問 発 言 順 序

発言順序	議席番号	氏 名	質 問 要 旨
6	9 番	高幣 幸生	1 人口減を考え親、子世帯の「近・隣・同居」を
7	2 番	城内 敏之	1 平群町水道事業の将来性、方向性について 2 椿井城登城路の整備 3 椿井城北郭について
8	1 2 番	馬本 隆夫	1 高齢者運転免許自主返納者支援事業要綱について 2 給食費の一部助成を 3 公有財産の不動産管理について 4 平群駅西特定土地区画整理事業について 5 公共交通空白地域の解消へ
9	5 番	稲月 敏子	1 障がいを持つ人びとの生き生きとした生活の保障を 2 延長保育料大幅引き上げは見直しを
10	1 0 番	窪 和子	1 (仮称) 子ども未来課の創設で、きれ目ない子育て支援を 2 SNSを活用したいじめなどの相談体制の構築を 3 子ども医療費の窓口無料化の早期実施を 4 学校給食費の無償化について 5 コミバス運行の利便性向上へ抜本的な見直しを 6 竜田川駅バリアフリー化の早期実施を

再 開 （午前 9時00分）

○議 長

皆さん、おはようございます。連日お疲れさまでございます。

町長より、税務課の山口課長が忌引のため本日の本会議を欠席する旨の通知を受けましたので、御報告いたします。

なお、税務課長が欠席のため、税務課の西谷主幹が本日の本会議に出席をされます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成30年平群町議会第1回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は10名の議員から提出されており、昨日に5名の議員の一般質問が終わっております。本日は5名の議員の質問を順次許可いたします。

まず、発言番号6番、議席番号9番、高幣君の質問を許可いたします。高幣君。

○9 番

おはようございます。議長の御許可をいただきまして、今回は1項目について質問させていただきます。前向きで明確な御答弁をいただきますようお願いし、本町の人口問題を考えてみたいと思います。私の一般質問は、追及型ではなく、いつも提案型であります。本日も同じような形でお願いいたします。

全国各自治体では、人口増の政策として子育てプラン、これが重要になってきております。まずそこで、一言考えてみますと、移住するなら、ここへ住むなら、親の近居・隣居・同居、近・隣・同だと一番に考えるのが私でございます。親の近くの平群町へと考え、その平群にはいろいろな子育てプランがあるということを見て考えていただく。そして、外向きに、また、子育てプランもいわけなんですけど、きのうも別件でいただきましたけれども、その子育てということに対してこれからちょっと考えてみたいと思います。

例月のとおり、一般質問の質問要旨を議長に提出したのは3月2日です。提出日の3月2日から見ると約三十有余日で平成30年度がスタートします。まず、最新の人口動態はどうなりましたか、お尋ねいたします。何人でしょうか、お尋ねします。

本町の人口は2万有余人でした。その一つのラインをどう突破するのか、一生懸命考えてみたんですが、残念ながら1万9,000というふうな形に落ち込んでおります。この1万9,000をいかにもとへ戻すか、これが大事なポイントではないでしょうか。そこで、30代、40代、50代の世帯数というのは今、平群町はどうなっているか、お尋ねをいたします。わかればお示してください。

人口増を考える中で、町民、国民全ての関心が高まっているのは、近居・隣居・同居です。本町として今後の取り組みを考える必要があります。国の全国調査でも、20歳代から70歳代の子育ての調査でも、理想の家族の住み方として、親子世帯と祖父母との近・隣・同居が多いと言われています。ほか、いろんな調査でも、親世帯の住まいの側での近・隣・同居は、子供の緊急時への対応や不在時のサポートと言われています。

近・隣・同居への若者世帯のニーズが高いと言われている時代です。このような考えの中で、今、日本の各自治体では、住宅購入や増改築費用、また引っ越し費用の助成が考えられています。各自治体では近・隣・同居支援策に取り組まれています。このような支援策で自治体間の人口の取り合いではないでしょうか。本町でもいろんな子育てプランを考えているようです。特に、30歳代から40歳代の御家庭に対して、いろんなPR媒体を駆使して本町のよさをPRすべきではないでしょうか。本町でも、このような子育て支援の第一歩として、私は、近・隣・同居による次世代育成住宅助成制度をつくってはと考えております。町として、子育ての平群を、さらに人口増を目指すまちづくりに邁進してほしいものです。

さて、30年度で平群駅前も前向きに完成し、文化センターも進み、まちづくりも大きく変化していくでしょう。そこで、人口減を人口増に切りかえた町のPRが必要です。平群は、今から四十有余年前に開発されて、3万人近い人口の町を目指してきた町でありました。椿台、緑ヶ丘、若葉台と現在に至ってきました。大きく町を変えさせたときであります。人口問題は本町の今後の最大の課題です。町民の皆様に私たち町会議員としてのお願いは、皆さんがお住まいの平群の発展、次の時代にも私たちの町が人口2万人から3万人に向けてもう一度頑張りましょうと、こんなことを考えております。そんなまちづくりに向け、お互い頑張りましょう。

以上、本日は、1項目について町当局の前向きでわかりやすい御答弁をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、高幣議員の御質問、人口減を考えて親・子の近居・隣居・同居につきましての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、議員お述べいただきました御質問の中で、住民情報につきまして何点か御質問いただいておりますので、担当課に確認したことも踏まえまして、私のほうから御回答申し上げます。

まず、平群町の人口でございますが、住民基本台帳ベースでの人口数でございます。2月末時点で1万9,026人ということで住基人口のほうはなっております。世帯数といたしましては7,935世帯でございます。

それと、30代、40代、50代の、いわゆる年齢構成上の世帯数ということでお尋ねいただいたところでございますが、大変申しわけございません、現在の住基システムではその検索というのは機械上できないということで、現時点では数字のほうは把握しておりませんが、手作業でやりながら作業はできますので、またその辺、担当課のほうと作業等については確認をさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、御質問いただきました近居・同居、御提案いただきました制度について御答弁申し上げます。

親子世帯、また祖父母世帯との同居・近居につきましては、平成28年3月に策定いたしました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の若者・ファミリー層の定住化促進の取り組みの中で、3世代同居・近居への支援ということで施策の位置づけを行っております。しかしながら、現時点では、国の補助制度などの情報を提供するにとどまっておるのが現状でございます。親子世帯と祖父母世帯の同居・近居は、それぞれが協力し合いながら生活するという家族のあり方を促進するものであり、例えば祖父母世帯が親子世帯の子育てをサポートし、就労を促進する。また、逆に、必要に応じて親子世帯が祖父母世帯の医療や介護などの手助けを行うといった、無理のない家庭の役割分担が可能な生活の促進につながるというふうに考えております。

また、平群町のように優良な戸建て住宅の多いところでは、同居・近居の受け皿となるべく住宅の供給も可能なことや、他の自治体におきましても、3世代の同居・近居を対象としました住宅支援事業を実施していることもございます。しかし、施策として具体的に考えてみますと、結果として、現在実施しております定住促進奨励金と同様に個人給付型の事業となることから、他の個人給付事業との整合性や財政状況なども踏まえながら、現在実施しております定住促進奨励金制度の実施期間というのが平成31年3月31日までとなっております。そのことを踏まえ、現制度の実績や分析をしながら、議員御提案いた

いただきました次世代育成住宅助成につきましては、今後、調査・研究をして、人口減に歯どめをかけるような取り組みの一助として検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

高幣君。

○9番

ありがとうございます。ただ、私、考えるんですけれども、どうでしょうか、マンパワーという言葉、これは町としてどういうふうに受けとめられているのか。マンパワー、いわゆる人の力、これが俗に言う人口なんです。そういう意味で、私自身はマンパワーをもう少し考えてもらいたいなど。それによって平群がよくなっていくと、こんなふうに私は思っておりますので、マンパワーという言葉をどんなふうに受けとめられているか、お尋ねをいたします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

高幣議員の再質問にお答えをさせていただきます。

マンパワーをどういうふうに行政として捉えておるのかというところでございます。今おっしゃっていただきました、高幣議員お述べの人口というのは、マンパワー、直訳しましたら「人々の力」でございますので、まず、人口が多いということは、マンパワーに直接的につながっていく要因というのは非常に高いというふうに思っております。我々、地域組織といいますか、自治会のほうも担当させていただいております課ですので、人口が減少する中でも、いわゆるマンパワーをどういうふうに保っていくのかというところなんですけれども、今現在思っておりますのは、その一つが地域力かなと。地域の方々が地域の中でいろんな活動を実施していただく。そういう運動体制、活動体制の支えというのを行政がすることによって地域力のアップにつながる。それが平群町全体のマンパワーにつながるのかなというふうな思いも片一方で持っているというところでございます。

○議長

高幣君。

○9番

ありがとうございます。マンパワー、逆に言えば、タウンパワーになるわけなんです。そういう意味では、このマンパワーについて、これからも各課ともどもいろんな形で話し合っていたいただきたい、かように考えております。

そこで、このパワーをいかに力強くするかというのが、私が申し上げている近・隣・同居であります。子供たち、いわゆる3世代目を祖父母の世代が時によっては面倒を見るんだと。それによって家庭生活、家族生活が成り立っていくと、こういう考えをこれからも十分な形で町も各家庭に対してPRを進めていただきたい、かように思っております。

いろんなホームページを見てみますと、近・隣・同という言葉でホームページを開けてみたら、あちらこちらの自治体を取り上げている課題であります。そういう意味では近場の世界でもいろいろあると思います。そういうことで、私としたら、マンパワー、そしてこれがタウンパワーというふうになっていくと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと、こんなふうに思います。

ところで、これは一例ですけれども、こんな制度があることは御存じでしょうか。ふるさとサポーターという制度です。これはどんなふうにとめられるか。テレビを見ていましたら、香川県の三木町というところ、高松のそばですけれども、そこで「ふるさと住民カード」というのを発行されております。使い方はいろいろあると思いますけれども、こういうふうなカード、これを平群でやってみませんかと言ってみたいんです。そのふるさと住民カードを持って、例えば道の駅に行ったら5%引きで商品が買えるとかいろいろなことができるんです。このふるさと住民カードについて何かお調べになったようなことはありましようか。

○議 長

通告に関するの答弁でよろしくお願いたします。政策推進課長。

○政策推進課長

ただいま高幣議員のほうから御質問賜りましたふるさとサポーターのカードということで、すみません、私も不勉強なもので、どういうふうな自治体がどういうふうな活用をされておられるのかというのは、正直ここでお答えするほど知見といたしますか、見識を持っておらないのが現状でございます。ただ、高幣議員おっしゃっている趣旨の部分でございますが、おっしゃっていただいているところを我々が把握する範囲の中では、今おります1万9,026名の住民の方々プラスアルファ、いわゆる関係人口というんですか、町に携わって応援をしていただける人口をふやすことは大事なんだよというふうなことも含めて、その部分につきましては、我々も何らかの形でそういうふうな協力をいただける方をふやしていく取り組みというのは非常に大事であるというふうに認識しております。

○議 長

高幣君。

○ 9 番

今のふるさと住民カードの話、これは、偶然に私が一般質問の原稿をつくっているときにテレビで見たわけなんです。それでちょっと調べてみますと、ほかでも、北海道のニセコ町、それから鳥取県の日野町、こういうところでこのふるさとカードが発行されていると聞き及んでおります。また、きのうは3月11日ですか、東北大震災の日でございます。おとといですか。これも飯館村というのがだいぶんテレビで騒がれておりまして、ここも同じようにふるさと住民カードが発行されているそうです。また、調べ方を変えてみると、徳島県で、これ、読みにくい村なんですけれども、佐那河内村でも同じようなことがやられています。今、徳島県では阿波踊りを今後どうしようかという、そういういろんなことを考えられています。そういうときにふるさとカードがあれば、ふるさとへ戻って見に行こうよと。ほんな、隣のおっちゃん、よそのおっちゃんも連れて一緒に行こうとか、そういう動きになってくれると思うんです。そういう意味で、平群町で今、時代祭りをやっておりますけれども、そういうのをいかにPRしていくか考えるのが大事じゃないかなというふうに思っておりますので、本町としても、時間があれば一度、先ほどのふるさと住民カードについて研究していただけたらいかかなと思っております。

そこで、おとといでしたか、私の家の前を町民マラソンで走っておられまして、まだ後片づけが済んでいないようですけれども、こういうふうな町民マラソンをうまく活用する方法もあると思うんです。これは調べてみないとわかりませんが、今回のマラソンに他市町村からどれぐらいの人がお越しになったのか。これも一つの方法論だと思います。調べてみたらいかかなと思います。他市町村の方には場合によったらプレゼントぐらい出してあげるという考え。きょうもさっき映っていましたが、イチゴがあるんですね、それからブドウがあるんです。そういうふうな平群産の農産物をプレゼントするとか考えるのも一つじゃないかなと思います。そういうふうにして全町民が一緒になって人口問題を考えていただくチャンスではないかと思えます。恐らく他市町村からこの間のマラソンに来られた人数はと言ってもお答えは出ないと思えます。そういうところまでは手を回していませんから。1つそういう考え方もあります。

そういう意味で、私は、近・隣・同居というものは、人口増、これに一番大きな形になっていくと思えますので、ぜひともいろんな視点で、目線で見えてみるべき。きのうも1つパンフレットをいただきました。それにも近・隣・同居という言葉をやうまく使って何かをやってみたらいかかなと、かように考えておりますので、ぜひともマンパワー、タウンパワー、こういう考えの中で頑張ってくださいと、かように思っておりますので、今後ともよろしくお願

いをしたいと思います。

以上、終わります。

○議長

それでは、高幣君の一般質問をこれで終わります。

ここで説明員が入れかわりますので、しばらくお待ちください。

続きまして、発言番号7番、議席番号2番、城内君の質問を許可いたします。
城内君。

○2番

それでは、議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。
項目は一応3つ挙げております。

平群町水道事業の将来性、方向性について。

平成27年3月に平群町水道事業ビジョンが発表されました。その当時の方向性が記されております。昨年度より、下水道事業についても経理面において大きな変更があり、水道事業としてはそれなりの一体感が生まれたと考えております。しかるに、今回の予算編成を見たり、老朽管、老朽施設の存在を考えると、その将来性に大変な苦勞を伴う前途であることが知れます。そんな中で、奈良県水道局の県域水道の一本化の記事を見ました。県水のホームページを見つけ、その将来性を感じました。既に実務者レベルにおいて検討会が幾度か開かれ、4月からは正式な目標として検討会も組織されると聞きました。その内容と、それに関する町水道局の考えをお聞きしたい。

2つ目、樺井城登城路の整備。

先日の樺井城保全活用委員会において、くいと枕木による登城路の整備が了承されたと聞いております。早速ながら今後の整備計画についてお聞きしたい。

3つ目は、樺井城北郭について。

北郭については、現在、調査中であり、間もなく終了すると聞いております。現場には一般登城者は入場禁止となっております。調査終了の暁には、ある程度の安全対策をとり、一般登城者の入場を許してはどうかと思っております。歴史や史跡の研究者にとっては、初めて公開されるということもあって、まさに垂涎の的であります。彼らにとっては景色など関係なく、現場を見たい一心であります。見学会など収益性のある史跡展開を議論したいと思っております。よろしくお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

まず最初に、県域水道一体化に関する御質問ですが、昨年に奈良県が構想を発表しまして、昨年10月と12月に関係する県水道受水28市町村への説明会が開催されました。その説明会の中で若干質疑応答とかもあったわけなんです。説明会の中で一定の構想について説明を受けたという段階です。まだ市町村を含めての検討というところには至っておりません。平成30年度からは、奈良県と受水市町村の担当部課長クラスによる検討会を発足させて、一体化に向けた組織、職員、経理、財政運営、営業内容、その他について具体的に検討されていくということになります。

今後の県域水道一体化に関する奈良県の考えるスケジュールについて若干御説明しますと、平成30年度に検討会の発足と県域水道ビジョンの策定、県水道ビジョンを28市町村の水道と一体化した形で策定することです。平成31年度に奈良県と市町村長を構成員とする協議会を発足させる。平成32年度には県域水道一体化に係る覚書の締結と一体化施設整備計画の策定をする。平成33年度からは県域水道一体化に向けての施設整備事業を開始し、平成36年度には経営母体設立基本協定を締結する。平成38年度に県域水道の経営部門の統合が完了する。こういうスケジュール感で奈良県は構想を発表しております。さらに、その後、全ての事業を統合し、県域水道の水道料金の統一を図っていくという目標を掲げております。今年度に奈良県が県域水道ビジョンを策定することですので、これを受けまして、この結果をもって平群町水道事業ビジョンについても一定の修正作業が必要になると考えておりますが、統合に関する具体的なことを一つ一つこれから検討していくという段階であり、中身としてはまだ何も決まっていない現状でございます。

以上です。

○議長

城内君。

○2番

それについて二、三気になることがありますので、質問させていただきます。

まず、統一されたら、大分先なのでとりあえずは町でやっていかないとと思うんですが、その間のビジョンとの、いろいろ調べた感じでは、達成されているもの、それから経費がかさんでいるもの、いろいろあります。一番心配なのは、老朽化した施設や設備の費用が膨大なものであるやろうということを感じていますが、その辺はどうなんでしょうか。町内にもある簡易水道システムはどうなりますか。それから、まとめる県水道局の立場は、一本化されて独立した企業体になるのでしょうか。また、その傘下になる町水道局の立場はどうなるのでしょうか。その辺のことをもうちょっと教えていただけませんか。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

まず、平群町の水道事業ビジョンについてですが、基本的にこの水道ビジョンの中で、まず、給水人口というのが一番重要になってくると思います。平成30年度のビジョンにおける給水人口の計画というのが1万8,333人、平成35年に1万7,351人、平成40年に1万6,205人、平成45年には1万4,966人という、現時点での給水人口と比較しますとかなり厳し目に想定をしております。ビジョンをつくった時点での人口動態を見てこういう計画をしておるわけです。

その中で、増大します老朽施設の更新事業について、アセットマネジメントの手法において更新計画を立てております。今のところ、ほぼ水道事業ビジョンに基づいた形での更新事業をやっております、それについては特に乖離はないのですが、今後、町の水道ビジョンの中では、例えば職員数については、浄水場を廃止しましたので、職員1名の減を想定していたりとか、あるいは平成34年に水道料金の見直しをして値上げをして、その上で経常収支の予想をしているというようなところがございます。本来でしたら、平成27年に策定しましたので、3年目を迎え、そろそろ計画とこれまでの実績に若干の乖離も生じておりますので、見直しが必要かなというふうに考えていたんですが、県域水道一体化という話が出てきましたので、30年度に県がビジョンを策定しますので、それに合わせて若干修正していきたいと考えております。

次に、簡易水道の件ですが、平群町の簡易水道については、信貴山のお寺の区域だけが簡易水道となっております。今回の県域水道の一体化に関しては、簡易水道施設については除外した計画になっておりますので、信貴山のお寺の簡易水道については今後も存続するというふうに考えております。

それと、一体化した後の県と受水市町村はどういう形になるかということですが、これは完全に、経営部門でいいますと1つの企業体になるということになります。これまで県は市町村に水を供給する事業をやっております、市町村は供給を受けた県水を住民に給水するという事業をやっておりますが、1つの企業体となって、水をつくる場所から住民の方に給水するところまで1つの経営母体でやっていくと。県が構想しておりますのは、最終的に経営一体化した後に事業も統合していくと。そうなりますと、1つの企業体が各市町村の例えば工事の発注だとかも含めてやっていくというようなことで考えているようでございます。

以上です。

○議 長

城内君。

○2 番

ありがとうございます。私も一番心配しておりますのは、人口減少による水の需要の低下、それから、老朽化した施設・設備の復旧による膨大な費用の発生、職員の雇用制限も一因となるであろう稼働人員の不足ということでありましたが、今の話をお聞きして、もう少し様子を見たいと思いますが、大変な道であることはよくわかりますので、頑張ってくださいと思います。ありがとうございました。この件はこれで結構です。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、城内議員、2点目の椿井城登城路の整備についての御質問にお答えをいたします。

椿井城の登城路については、役場職員及び椿井城整備管理組合や平群史蹟を守る会、平群町観光ボランティアガイドの会などの応援をいただきながら、北ルートは土のうによる階段と、南ルートは丸太や板材を用いた登城路拡幅などを実施してまいりました。今後の整備方針につきましては、本年2月13日に開催をいたしました椿井城保全活用協議会にて、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外であれば、軽微な整備は問題ないとの見解が出されたことを受け、地元地権者の方々の承諾を得た上で、椿井城整備管理組合及び町関係各課と連携をとり、ボランティアの皆様方の応援をいただきながら、見学者の利便性の向上を図り、整備を進めてまいりたいと考えております。

また、登城路の整備の一環としまして、昨年台風などの影響で南ルートの上に2カ所大きな倒木がございましたけれども、町の観光産業課と都市建設課職員の御協力をいただき、撤去が完了しております。今後も、必要に応じて有識者を交えた場で協議しまして、登城路の適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

城内君。

○2 番

一応規制が緩和されたということで、町の職員と、それから、手伝ってくださる史蹟を守る会とかボランティアの会の方の御協力も大変なことだと思うんですけども、予定どおり進めていただきたいと思います。

実は、私も初め提出した中ではトイレのことを書いておいたんですが、いろいろ調べますと、なかなか問題が雑多なもので、私自身も椿井城の登城路に置くだけとは考えておりませんので、今回撤回しました。それで、いろいろ調べましたけれども、うちのトイレを使ってくれたらいいよというところに関しては、町のほうで調べてもらって、使えるためには非常な費用がかかるとかいうことがあったそうですし、私自身も、9月にこの問題を調べ始めていろいろ話をしていると、だんだん温度が変わってくるので、ちょっと困ったなと思っておりました。一番問題は、どういう管理をしていくか、誰が見てくれるかということ、それについてお聞きしておりますが、そちらも困っておられますでしょう、返事をいただいております。それから、私としては、せっかくある観光資源を使うべきで、コースを決めて、そのコースの何方か要所要所にトイレを置くべきだというふうに考えて、トイレの問題をいろいろ考えておりますので、取り下げた一因でございます。トイレについてはそういうつもりで、もうちょっと勉強してからまたお願いしたいと思っております。でも、必ず必要なことですので、よろしくお願ひしたいと思っております。この件についてはこれで結構です。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

3点目の椿井城北郭についての御質問にお答えいたします。

椿井城北郭群につきましては、平成29年度の国庫補助事業として今月下旬までの予定で発掘調査を実施中でございます。

御提案いただきました、調査終了後の北郭群の一般開放につきましては、文化財の普及啓発のために非常に有効な手段であることは認識をしております。実現のためには、見学者の安全確保並びに遺構の保護の両立の観点から図られる必要がございます。現状では、1日当たり数名の発掘調査作業員の移動によつてすら土塁等の遺構の表土が削られていくありさまであります。一般開放に伴う見学者の増加に遺構そのものが耐え得るかどうかという問題がございます。また、北郭群は、南郭群以上に堀切や切岸といった急斜面の防御構造が発達しており、郭と郭の移動の際の安全確保が困難になっております。こうしたことから、調査終了後の北郭群の一般開放に向け、どんな手法があるのか検討し、努力してまいりたいと考えております。また、地元を対象とした報告会の開催など、発掘調査の成果・還元のための手段についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

城内君。

○2番

一番私も期待しているのは、北郭について初めての調査ですので、学者とか関係する方々には本当に垂涎の的だと思います。だから、それを売りにしたら観光資源として稼げるんじゃないかと卑しい根性を起こしておりますけれども、例えば人数を限って発掘ツアーをつくるとか、それから、例えば北郭に限っては、史蹟の会やら観光ボランティアの会の方々の協力を得て管理してもらって、入場料を取ってもしばらくはそれぐらいの興味は得られると思っておりますので、よろしくその辺、考慮に入れていただいて計画を練っていただけたらありがたいと思っております。以上で結構です。

○議長

それでは、城内君の一般質問をこれで終わります。

ここで説明員が入れかわりますので、しばらくお待ちください。

続きまして、発言番号8番、議席番号12番、馬本君の質問を許可いたします。馬本君。

○12番

皆さん、おはようございます。議長の許可を得ましたので、通告の大きく5点について御質問をさせていただきます。行政側におかれましては、明確な御答弁をひとつよろしくお願い申し上げます。

まず1点目、高齢者運転免許証自主返納者支援事業要綱についてであります。

近年、高齢者ドライバーによる交通事故がふえ、運転免許証を自主的に返納される高齢者も年々増加しております。例えば、有効期間が残っているのに自主返納は、日々の生活に大きな影響が出る覚悟が必要。本人にすれば容易な決断ではないと思います。

高齢者ドライバーによる交通事故増により、道路交通法の一部改正が平成29年3月12日にスタートいたしました。70歳以上75歳未満のドライバーは更新時までには高齢者講習、75歳以上のドライバーは更新時までには認知機能検査と高齢者講習を受けなければならず、専門医の判断によっては免許証取り消しになる場合もあります。また、更新期間にかかわらず、一定の違反をしたとき、臨時認知機能検査を受け、結果として免許証取り消し、臨時高齢者講習、免許継続など、高齢者ドライバーの交通事故減を目的に改正されました。平群町において自主返納は、平成28年度は57人、平成29年1月末では36人もおいでになります。平群町において運転免許証を自主返納された高齢者に対し、返納したことによる不便の軽減と自主返納の促進を図り、高齢者の運転に

よる交通事故を減少させ、公共交通機関の利用促進を図ることを目的に、平群町自主返納者支援事業実施要綱が制度化されております。

支援交付の内容は、平群町のコミバスの回数券11枚つづり5,000円分、また、奈良交通・エヌシーバスを使用できるICカード5,000円分で、支援は本人に対して1回限りで行うものと規定されております。また、三郷町ではデマンドタクシー利用券9,000円分を交付、斑鳩町では西日本旅行鉄道のICカード5,000円分を交付、王寺町では奈良交通路線バス（王寺町内の路線に限る）を無料で利用できるICカード交付など、支援交付がされております。

広域7カ町において平群町は面積が広く、地形は高低差があり、路線バス等の公共交通が充実しておらないなど、免許返納したことによる移動の不便は広域7カ町で一番ではないかなと思います。よって、他の町よりも支援の内容を拡充すべきと思いますが、町当局はどのようにお考えですか。

2点目であります。給食費の一部助成を。

町長は、平群町では、開発によって転入された方々の子供・孫世代が進学・就職などにより町外に転出されるケースが多く、少子高齢化が周辺の自治体と比較して急速に進んでいることから、これに歯どめをかけるべく、平群町の子育て支援として、子ども医療費無料を高校3年まで拡充され、幼児教育の推進、認定こども園を開園、学校教育施設の整備、学校施設の耐震化率100%、外国語活動の充実、こども園、小学校、中学校に外国人英語指導助手を配置など、厳しい財政状況下で子育て施策を取り組んでおられることは一定評価をしております。

そこで、小学校、中学校の給食費の一部助成を提案いたします。学校給食法の経費分担は、「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第22条1項に規定する保護者の負担とする」と規定をされております。

平成29年度平群町学校給食費特別会計予算の給食費（保護者負担）は約6,900万、内訳は、1カ月の給食費は小学生で4,100円、中学生で4,350円。1日、小・中・高に約1,400食の学校給食が提供されております。県内の市町村の学校給食に対する公費負担処置では、平群町が行っている米飯給食加工費や牛乳費補助金、また、月額給食費半額補助、地産地消推進事業補助金、多子世帯減免、給食費無償化などが行われております。給食費の施策を見ても、生駒郡全域で一部公費負担をされて子育て政策に取り組んでおられま

す。平群町は厳しい財政状況下ではありますが、若者が住める・住みたくなる町、子育てしやすい・子育てしたくなる町の施策として、小中学校の給食費の一部助成を考えるべきだと思いますが、どのようにお考えですか。

3点目でございます。公有財産の不動産管理について。

公有財産は、用途により行政財産と普通財産に分類され、行政財産のうち、町が直接使用する公用財産と町民が共同利用する公共用財産と細分類されています。普通財産は、行政財産以外の公有財産で、主に経済的価値の発揮を目的としており、管理処分されるべき性質のものとしております。

平群町は、5年以上保有している未利用地のうち、開発公社の先行取得用地並びに事業予定地、事業完了に伴う残地、事業計画の見直し処分地、また、公売が実施できる普通財産など、約14.7万坪を所有しております。現状は、事業化や利活用などの検討をされていますが、利活用計画の策定には至っておりません。財政難の平群町の財政健全化のためにも速やかに事業化及び処分等整理され、売却により固定資産税の収入並びに維持管理費の経費削減になる。また、専従職員として、平群町に30年、40年勤務していただいた再任用の職員を配置すべきと、昨年9月議会で質問いたしました。町長は、行政財産48万6,000平米の利活用にめどがつかっていないので、今後は、未利用地の行政財産については、各担当課が処分の立案並びに事業計画を作成し、総括として政策推進課が行う。また、再任用の配置も検討すると御答弁をいただきました。

そこで、第1点目でございます。総括されている政策推進課として、6カ月間の取り組みと今後の御予定をお願いいたします。

2点目、平成30年度に専従職員として再任用職員の配置を考えておられますか。

続きまして、大きい4番目でございます。平群町西特定土地区画整理事業について。

平群町西特定土地区画整理事業は、平成18年に認可を受け、今年度をもって大詰めを迎えております。平成の初期ごろ、平群駅前線拡幅、駅広場整備などの住民の要望が多数あり、町施行として駅周辺整備事業に取り組んでおりましたが、平成17年4月12日に、町が当該土地区画整理事業推進区域として土地区画整理法に基づく特定土地区画整理事業として決定をされました。大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の11条では、市町村の責務として、告示後2年以内に組合設立されなければ平群町が特定土地区画整理事業を行政施行しなければなりません。しかし、区域の地権者による組合が設立され、平成18年12月認可、組合が町にかわり施行される

ことになりました。組合施行認可後、平群町は、平成18年度予算に、平群町西特定土地区画整理組合が行う事業の保留地処分額と実際の処分額の差額として5億円を限度に損失補償する。なお、期間は平成18年度から事業完了までの債務負担行為の議案を提出。議会は賛成議決をされております。

そこで、ことしの2月22日、駅周辺整備事業特別委員会を開催。議論の確認も踏まえて再度質問いたします。

まず1点目、(仮称)文化センター用地のうち、町が直買い地、清算地、保留地など約8,500平米を、保留地処分用地約8,600とすれば、町が国の補助金、交付税並びの申請ができ、町の財源が軽減になるのではないかと。なぜしないのですか。

2点目、デベロッパーに事業委託した場合、町は損失補償の債務負担行為はしなくてもいいのですか。

3点目、昨年11月7日の全協では、(仮称)文化センター用地は、組合の換地単価、坪約35万円で国の補助申請をすると町が説明されましたが、ことしの2月26日の全協では、国への補助申請は、組合の換地単価ではなく鑑定による正常価格で補助申請を行うと説明されました。組合の換地単価から今ごろなぜ鑑定価格に変更になったか、経緯をお聞かせください。

4番目、平群駅周辺整備事業に対し、平群町は、(仮称)文化センター用地に係る国の補助対象外の単価差約2億6,100万円と、小学校、役場、吉新公民館等の清算金約3億1,300万、合計5億7,400万の財源措置が必要と説明されましたが、しかし、現時点では保留地に伴う損失補填は未定との説明でした。民有地面積はある程度説明されましたが、概算どのぐらい出ると思えますか、お聞かせください。

5番目、土地区画整理組合設立に伴い、地権者、議会、住民には減歩率は平均20%と説明されていましたが、事業認可は減歩率平均24.39%で認可を受けておられ、地権者、議会、住民等になぜ虚偽の説明をしていたのか。

6番目、もしも(仮称)文化センター建設が白紙撤回となれば、組合への影響はどのようなでしょう。

7番目、今日までの駅周辺整備事業の取り組み経過は、平成8年から11年にかけて行政施行として取り組まれましたが、財政問題で県に取り下げを申し出られました。その後、平成11年、新町長となり、町内部で協議され、組合施行による区画整理事業への方針を決定。町が組合設立準備委員会の発足を念願され、平成14年に15名をもって発足。12回の委員会を開催。地権者の70%の仮同意を得られ、平成15年4月に組合設立。発起人会と名称を変更されました。町は、都市計画審議会を数回開催、議会などを経過、平成16年

に区域の都決承諾を得、平成17年1月には土地区画整理事業及び促進区域案の縦覧、3月に知事の同意を得られました。平成18年2月に県の都計審をクリアされ、3月に決定・告示がされました。7月に組合設立認可申請事前協議書を提出、9月には組合設立認可申請書を提出。12月5日に組合認可がされ、現在に至っております。

そこでお聞きいたします。先月の22日に開催されました駅周辺整備事業特別委員会において、組合施行完了間近に財政的な問題が山積していることが議論されました。町は、最終的に責任を持つと答弁されましたが、私は、町と組合で何がしかの約束をされているのではないかと想定します。ないならないと御答弁を。もし約束事があるならば、口頭での約束なのか、もしくは文書化されているのか、御答弁をお願い申し上げます。

5点目、公共交通空白地域の解消へ。

平成29年12月議会で、デマンドタクシーを導入すべきとの一般質問に対して、町長から、「デマンドタクシーは非常に便利過ぎ。平群まちづくりに適していないのではないかと思います。もう少し議論を重ねる必要がある」との非常に消極的な回答をいただきました。また、「コミバスも、平成30年度には利用者減に伴い、財政的な問題で3ルート・バス3台から2ルート・バス2台に減車と、今後は新たな運行評価基準を考えています」と説明をされましたが、現行の運行評価基準を遵守せずに、新たな運行評価を考えていますという、ちょっと勝手な行政施行は反省をすべきだと思います。県内39市町村のうち、デマンド型乗り合いタクシーを導入されているのは12自治体に増加しております。特に、高齢者や運転免許証返納者対策として平群町もコミバスとデマンドタクシーの並行運行をと、議会前に要望しております。

そこで、今回もお聞きします。

1点目、コミバスの新運行評価基準についてお聞きします。財政的な問題で3ルートから2ルートに減車されましたが、財政的となれば、運行収支率の目標は何%と設定されていますか。

2番目、コミバスの今年12月までの9カ月において、各ルート1人当たりの町負担額と前年度乗車人数との対比では、南北循環・南ルートで1人当たりの町負担額は前年度より101円増の、お1人乗られて町は1,214円、乗車人数は前年度より1,580人減となります。西山間ルートで1人当たりの町負担額は前年度より78円増の、お1人に対して平群町は1,235円、乗車人数は前年度より1,089人減の6,763人となります。今年度決算では、前年度より利用者減、収支率減、及び1人当たりの町負担額増が予想されます。財政問題を考えると、新たな運行評価基準は、現行基準のハードルを低

くすることは平群町の財政問題を無視したことになりますが、これに対する見解をお願いいたします。

3番目、提案として、自家用の白ナンバーのワンボックスカーを2台購入して町が運行すれば、毎年の経費は幾らぐらいを考えていますか。例えば10人乗りのワンボックスカー2台購入及び改造費、年間オペレーター費用2人分、年間システム費用、運転手、実働として2名、年間車両維持費、燃料費、保険費、消耗品、検査費等。

4番目でございます。公共交通は、財政の問題もあるが、一番はまちづくりの問題でありますとの町のお考えですが、公共交通によるまちづくりは、現在のコミバスだけでは公共交通空白地域解消にはならないと私は思います。なお、来年度は3台を2台に減車し、公共交通のまちづくりはより後退することになります。町の間違った政策ではありませんか。そこで、デマンドタクシーと並行運行してこそ公共交通空白地域解消となり、公共交通によるまちづくりが可能となります。速やかに並行運行すべきと思いますが、いかがお考えですか。

以上、5点についてよろしくお願いを申し上げます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、馬本議員さんの1点目の、高齢者運転免許証自主返納者支援事業の拡充をとということで、御答弁を申し上げます。

本事業は、高齢ドライバーの事故防止や安全確保のため、国や県の要請や趣旨に沿って進めてきた事業であります。運転免許証を自主返納された高齢者に対しては、公共交通機関の利用促進を目的としています。また、平群町は、平成28年4月に、奈良県警察本部が実施する高齢者交通安全事業で、高齢者交通安全支援事業所として協定を締結し、警察とも連携をしております。また、運転免許証を返納していただいた方につきましては、コミュニティバスの回数券や奈良交通のICカードどちらか5,000円分を配付しておりますが、現在の本町の財政状況を考えますと拡充については難しい状況でありますので、御理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

30年度の予算にも計上されていますように、免許証返納者の方々に20万29年度は組んでおりましたが、今回30年度は40万円の予算を組んでおら

れるわけでございます。それも見込んでお話をさせていただくんですが、免許証を返しとうても返しておられないということやけど、そこで1点聞きます。平群町の公共交通は充実されていると思いますか、まず、その点どうですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

公共交通にもいろいろあります。路線バスも含めまして、また、コミュニティバスも今現在運行している状況でありますので、全ての皆様に、町民一人一人の方にはいろいろと御要望もあるんですけども、現在のところは、今の状況では何とか平群町としては事業をしているという状況だと考えております。

○議長

馬本君。

○12番

そのぐらいの御答弁しかできないと思いますけれども、ICカードとかコミバスの利用券5,000円を交付されます。それを御使用された後は何もないわけです。何もない。それをフォローするのが公共交通ということで御答弁いただいているんやけど、先ほど言うたように、王寺町とか三郷町、いろいろ見回しますと、平らな地域でございまして高低差も少ないわけ。移動についてもスムーズに、路線バスも走っておればいろいろ走っている。しかし、平群町は高低差があり、返納された方々が日常生活をスムーズに営んでいただくためにも公共交通の充実は考えておられますか。それだけ教えてください。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

公共交通に関しましては、住民の方々、また議員の先生方からもいろいろと御提案もいただいておりますので、充実しているかといいますと、そういう御提案もありますので、今後はその辺も考えながら実行していきたいなというふうに考えております。

○議長

馬本君。

○12番

今の状況の形で平群町の公共交通は充実された公共交通になっておりますかということで、なっているんやたらなっている、もうちょっと必要ちゃいますかというなら必要ちゃいますかという、イエスかノーで結構ですから、御答弁いただけますか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

イエスかノーかということなんですけれども、確かにまだまだ住民の方々からはいろんな御要望もありますので、そういう意味で言いますと、まだまだできていないところはあると考えております。

○議 長

馬本君。

○12番

課長の立場ではそこまで結構です。ということは、まだ充実されていないと認識しておりますので、この問題については5番目の問題とリンクしますので、またそのときにお聞きいたします。この質問についてはこれで結構です。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、馬本議員の大きな2点目の小中学校の給食費の一部助成化についての御質問にお答えをいたします。

まず初めに、昨日の植田議員の御質問のお答えと重なっている部分もあり、答弁の文言が同様となっている部分がありますことを御了承いただきたいと思っております。

これまで平群町では、安全でおいしい給食を提供するとともに、同時に、食育の推進と地元野菜など町内産の農作物等の積極的な導入を進めてまいりました。給食費につきましては、保護者の皆様の負担をふやさないよう、給食費の全額改定を8年間据え置いてきましたけれども、消費税率の改定、物価の上昇という背景の中、給食の質を保てなくなったことから、平成29年4月より、小中学校とも月額で200円ずつ引き上げ、小学校で月額4,100円、中学校で4,350円と改めさせていただきました。

平成30年度では、値上げを見送ってきた自治体におきましても、諸物価の高騰から値上げに踏み切る予定と聞いております。議員お述べのように、平群町では、子育て施策の一環として、給食期間のうち、年間約110回の米飯につきまして、その加工賃を一般会計からの公費補助を行っておるところでございます。これは予算では約600万円、1人当たりに換算すると年間約4,000円であります。補助率に換算しますと約8%、高い補助率であると認識をしております。

提案されておられます多子世帯に限定した支援に関しましても、現在、義務

教育期間中の3人以上の子を持つ世帯は59世帯、うち準要保護世帯は14世帯、残り45世帯が対象となる多子世帯であります。お示しされている多子世帯につきましても、仮に3人目以降の給食費全額補助を検討した場合、子が3人の世帯は43世帯、4人の世帯が2世帯であることから、公費負担としては約220万円支出することになります。

今回、議員が御提案いただいている給食費の助成の幅を広げ、子育て世代の負担を減らすことは、本町の子育て施策には有効な手法であると考えますが、まずは給食の質を下げずに、新鮮な地元野菜の積極的な導入などで現行の給食費の値上げを行わないように努め、あわせて食育の推進を進めてまいりたいと考えております。今後、国や県の動向を注視し、調査・研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

この件については、先日、植田議員のほうからも御質問があったということで御答弁いただきましたけれども、今、平群町は、7カ町で、小学校、中学校の29年度の給食費を足したら三郷町が一番安い。その次、王寺、その次の斑鳩に次いで4番目、小学校、中学校の給食費を足したら町は4番目であります。先ほど課長もおっしゃったように、国の動向を見ていろいろ調査・研究するという御答弁をいただいたんですけども、私がちょっと提案したいねけど、県下の実施状況を調査・研究していただいて、平群町に合う給食の一部助成というものを検討していただけないかなというふうに考えておりますねけども、その点はどうですか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

馬本議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先ほども御答弁させていただきましたように、今後、国でありますとか県下の状況も含めまして調査・研究をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長

馬本君。

○12番

なぜ7カ町を出したかと。7カ町で4番目ですよと、給食費。小学校、中学

校両方足した合計です。合計として4番目ですと。1番目でも2番目でもない安い単価ではありませんよと。国の動向云々は、これはまた通達とかいろいろ入ってくるけれども、僕が言うてるのは、一部助成を町単独で考えていただきたいと。植田議員の考えと私は一緒やと思う。そやから、奈良県下の市町村の動向をひとつ実態調査していただけないか。その結果、平群町に見合うような一部助成制度、先ほど言いましたように、いろんなどころを見ますといろいろあるんですよ。うちの平群町は米飯給食の加工、今600万やっています。牛乳費を補助しているところもあるし、月額給食費半額補助しているところもあるし、実態としていろいろありますので、まずその調査をしていただけますか。その点、ここではっきり言っていただいたら、今度また一般質問で調査結果並びにということでお聞きしますので、ひとつ御答弁をよろしく願います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

お答えをさせていただきます。

奈良県下の補助の実施状況の調査につきましては、調査してまいりたいと考えております。

○議長

馬本君。

○12番

この件については、ひとつ実施状況の調査、よろしく願います。

この件についてはこれで結構でございます。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、馬本議員3点目の公有財産の不動産管理につきましてお答えを申し上げます。

この御質問につきましては、昨年9月議会の一般質問で御指摘をいただいた内容であり、特に利活用のめどがない資産について、その処分に向けての具体的な取り組みの進捗状況についてのお尋ねでございます。

改めて本町の所有資産につきまして簡単に御説明申し上げます。毎年度の決算書につけております財産に関する調書において、公有財産の土地の内訳を示すものを添付させていただいております。その中での筆数ということで今回御説明申し上げます。総面積の筆数といたしましては、951筆でございます。そ

のうち、普通財産につきましては163筆、うち行政財産につきましては78筆となっております。財産区分上、普通財産は、基本的には自治会集会所用地や緑地といったものが大半でございますが、現在、当課のほうで公売をしております物件など、未利用地として把握しておりますのが15筆あるというところでございます。

そこで、1点目の、総括をしております政策推進課としてのこの6カ月の取り組みと今後の予定についてお答え申し上げます。前回御質問いただいたことを踏まえまして、昨年10月にはそれぞれの担当課と、また11月には三役並びに全課長級におきまして、未利用地の利活用に向けた協議を重ねてまいりました。しかしながら、これまでも土地取得の事業担当課において事業化や利活用などの検討というのを行ってきたわけでございますが、これらの土地の多くは、市街化調整区域内の土地であったり、地籍等が非常に混乱をしているものなど、売却や利活用のしがたい土地が多いため、計画の立案には至っていないのが現状でございます。

未利用地の処分につきましては、これまで同様、個別の対応を進める中で、事業用としての予定がない、また、地籍等の混乱が解消できた土地から随時インターネット公売により売却を実施していく方針でございます。引き続き、整理に向けまして努力をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

2点目の、平成30年度に専従職員として再任用職員の配置を考えておられますかということであります。人事担当が総務防災課でありますので、御答弁申し上げます。公有財産の不動産管理は、町財政健全化のためにも重要であると考えております。また、不動産の事業化や処分を行うに当たりまして、過去の経緯等の認識が必要な場合もございます。このような事務を遂行するには、議員から御提案のある、経験豊富な再任用の職員を活用するというのも一つの案であると考えております。人事管理につきましては、多様化する行政需要に対応させるために毎年苦慮しているところでありますが、財政健全化に向けた公有財産の不動産管理について事務が前進するように、今後、人事全体の中において前向きに検討・調整を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議 長

馬本君。

○ 1 2 番

まず、これ、整理していただくのは、専従の職員を置かなければ、未活用地が約 15 万坪あるんやからね。それと、去年、一般質問をしてから 6 カ月の間に、町三役並びに担当課長、いろいろな課長と御協議をしていただいたことに一定の評価をさせていただきます。

まず 1 点目は、この土地は事業化するのか事業化しないのか、こういうものでまず最初に仕分けをやっていただく。何でというのは、この話をしているのは、財政、平群町は大変なんです。そんな悠長なことを言うてるときでは私はないと思う。そやから、公売にかけられるものは公売にかけていただいて、これは事業仕分けができて、普通財産に落とそう、これは事業仕分けした結果、事業課に置いておこう。これは速やかにこの 4 月 1 日に、前向きに専従を検討するという御答弁いただいたので、お願いをしたいなというふうに思います。

そこで、速やかな公売において、今、平群町の予算でもありましたように、公有財産を売却する場合は、一定の鑑定士さんに来ていただいて鑑定をしていただくわけやけど、鑑定で 2 回目何ぼ値下げしはるか、しないか、不落になった場合ですよ、そういう場合に速やかな対応をできる一つの政策として、いろんな関係機関、条例化されておるかもわからへんし、それは速やかにこうすべきやと、法的にクリアできるというものは調査・研究していただけないでしょうか。その点、どうですか。

○ 議 長

政策推進課長。

○ 政策推進課長

馬本議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今、議員お述べいただきました財産の売却でございますが、当然、売却に関しましては、適正な価額ということで売却をするわけでございますが、なかなかそれでも何度も公売する中で売れないという物件がございます。そういった中で、価額を減額して、いわゆる減額譲渡と言われているところでございますが、そういうふうな手続も含めて町の財産を売却していく必要というのは重々あるのかなというふうに考えております。そのためには、議員のほうからも御指摘賜りました法律にかなったようなやり方ということで、地方自治法の 96 条の規定にも、そういった減額譲渡につきましては、町のほうで条例を定めるであつたりとか、本来原則的には議会の議決をいただくものなのか、また、議会の委任をいただいて専決等の処分を行うものなのか、いろいろやり方は当然あるかと思っておりますので、その中でも条例での定めというのが一番大きなものか

というふうに考えております。その辺も含めまして、法的にどのようなやり方が一番問題なくスムーズに行けるのかということにつきましては、少し先進的な事例も含めて調査・研究のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

○議 長

馬本君。

○12番

町長、町長の決意、これに対して。

○議 長

岩崎町長。

○町 長

新年度に入りましたら、人員の体制も含めまして、町有資産のまず仕分けを行いまして、その後、重点的に取り組んでいくということでございます。また、先ほど御提案いただきました鑑定価格の見直しなどにつきましても、十分研究して速やかな対応をとっていきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議 長

馬本君。

○12番

この問題はこれで結構でございます。次、よろしく願いします。

○議 長

馬本君の質問の途中ですが、10時40分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時25分)

再 開 (午前10時40分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

それでは、馬本議員の大きな4項目めについてお答えをさせていただきます。小さな1点目から7点目まで7項目御質問いただいております。3点目につき

ましては、教育委員会のほうから御答弁をさせていただきたいと思えます。

それでは、まず、議員御質問の1点目についてお答えをさせていただきます。なぜ、全ての保留地処分用地を（仮称）文化センター用地に対応しないのかについてであります。保留地につきましては、センター用地以外で地権者の方々との換地交渉の中で、街区の中には技術的にどうしても空閑地が出てくるのは避けられないということ、先般の駅周辺特別委員会で御説明を申し上げました。また、センター用地につきましては、先般の駅周辺事業、議員全員協議会でも、清算金と保留地対象の用地を集めて換地する手法の御説明を申し上げておりました。センター用地の確保は、清算金、保留地と単価の違いもございまして、組合事業が財源不足に陥り、破綻することも危惧をされております。町内部におきましても、最も財政的に有効な方策を現在検討いたしております。町内部と組合事務局では、現在、保留地並びに清算金につきまして、事業終息に向けて協議を重ねており、町も一定の大きな判断が必要な時期と考えております。今回の御質問の段階ではまだ結論に達していないところもございまして、本年6月議会で本町の考え方を御報告させていただきたいと存じますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議員の御質問2点目についてでございます。デベロッパーに事業委託した場合、損失補償はあり得るのかの御質問でございます。デベロッパーの場合は、一定の協定の締結を基本に事業委託することとなるため、損失補償が生じることは考えにくいと思われます。

続きまして、4点目になります。保留地処分に伴う損失補填額についてであります。組合の自助努力により保留地売買を行うこととなりますので、損失補填が発生する可能性はございます。しかし、現時点では損失補填額の概算はまだ未定でございますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

続きまして、5点目の御質問でございます。組合認可申請時、議会、地権者、そして住民になぜ虚偽の減歩率を説明していたのかについてでございます。議員御指摘の減歩率につきましては、事業認可前はおおむね20%、そして事業認可後は、都市計画道路の幅員変更等で結果的に約24%の減歩率で、その後の事業計画の変更の際には、折に触れ、減歩率の御説明を適宜行っておりますが、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、6点目についてでございます。（仮称）文化センター建設が白紙撤回となれば組合への影響はについてでございます。もし文化センター・図書館建設を町が断念した場合、平群駅西特定土地区画整理事業は、保留地処分金による工事等の財源を失い、また、清算金対応の地権者への清算金の交付ができなくなり、工事等が中断するばかりでなく、地権者の方々に多大な損失を負

わせることとなり、土地区画整理事業の運営が財源不足に陥り、事業が破綻することとなり、事業期間の延長を余儀なくされるなど、事業終息に大きな支障が出ることとなります。町が文化センター・図書館建設用地として投資・確保することが、町の中心地として活性化に向けた大きな取り組みと考えております。

続きまして、議員御質問の7点目でございます。「町が責任を持つ」との答弁についてでございます。事業認可をいただきました後、平成19年1月に当時の町長と組合の間におきまして、協定書の締結をいたしております。その中で、事業完了までの町の責任を明文化するとともに、損失補償の位置づけを行い、事業が進められてまいりました。本事業は特定土地区画整理事業であります。2年以内に組合が設立されない場合は行政施行で行うことができるという法的根拠、さらには、先ほど申し上げました協定書に基づき、地権者の皆さんの御理解、御協力並びに関係者の御指導、御鞭撻があったがゆえに、今日、わずか事業計画12年間の短期間で事業終息に至ったと考えております。残ります今年度の換地処分、登記に至りますまで鋭意努力をいたしてまいります。

以上でございます。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

続きまして、馬本議員御質問の平群駅西特定土地区画整理事業の3点目の、文化センター用地の取得単価が換地単価から鑑定価格に変更になった経緯についてお答えいたします。文化センター用地の保留地処分単価につきましては、平成27年11月7日の全員協議会におきまして、平群駅西特定土地区画整理事業計画書に記載の施行後の平均単価10万7,500円をもって説明してまいりました。用地取得単価についても、組合が換地設計に基づき定めたこの価格、10万7,500円が文化センター用地の適正価格であるとの判断のもと、説明をしてまいりました。

ただ、平成30年度要望など県との協議を重ねる中で、文化センター用地の取得単価について、単純に土地区画整理事業計画上の処分単価でよいのかとの疑義が生じたことから、組合側試算の単価をもって補助対象となり得るかについて国と協議。これは平成29年11月24日、近畿地方整備局との協議でございます。その協議の結果、「補助事業の考え方からすれば、その価格が適正かどうか問われる。幾らで売買するかは町の判断となるが、やはり鑑定額をもって適正価格とすべきと考える」との回答をいただき、補助対象価格は、鑑定額、見込みで9万1,000円であると説明させていただいたところでありま

す。

なお、実際の取得に当たっては、区画整理事業区域内において路線価をもとにした単価指数が定められており、文化センター用地についても、組合提供の単価指数により取得価格12万5000円と試算しているところでございます。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

僕が1番目で御提案させていただいたのは、保留地処分地、予定は8,600ということで組合がおっしゃっておられますけれども、8,500平米、今度、そこに文化センターを予定されておるわけです。

それで積算しますと、例えば保留地処分に伴う債務負担行為になれば、坪当たり換地価格が約40万円。それで、適正価格、これは鑑定価格と法的に言いますけれども、これが30万円。坪数に直しますと約2,500坪。ということは、債務負担行為は、第三者の人がお買い求めになった場合、2億5,000万の債務負担行為を、損失補填をせねばならないという土地でございます。しかし、平群町はその用地に対し、8,500平米に対して、補助金とかいろいろつきますので、交付税とかつきますので、そこへ債務負担行為の8,600をかぶせたらどうやということを提案した理由は、実はいろいろ積算をしました。極端に言いますと、8,500平米は土地のみですが、2,575坪になりまして、それが鑑定価格30万となるわけでございます。しかし、予算書を見ますと、購入価格7億7,000万のうち4割、これが補助金対象地になります。この金額は約3億1,000万でございます。7億7,000万に対して3億1,000万を引きますと4億6,000万になります。4億6,000万のうち、その交付税、町単は1割持たないかんから、補助裏の、ということで、4億6,000万を0.9で掛けますと4億1,000万の起債が発行されます。4億1,000万の起債のうち、交付税として入ってくるのが50%でございますので、約2億円の交付税を対応していただきます。そこで、補助金、交付税とも合わせますと約5億1,000万。補助率でいきますと約49%ということになるわけでございます。それを積算しますと、あの土地は10億3,000万ということから、5億1,000万円を引きますと5億2,000万円。町単費を5億2,000万出さなければならぬわけでございます。そこで、10億の土地、約5億円が実質町単費となるわけでございますが、その土地をあそこへ保留地処分をかぶせなかった場合、土地も何もなしで第三者の民間が買われたら2億5,000万の損失補償をせねばなりません。しか

し、平群町がその土地を全部買いますと、土地は残って5億円の借金になったら、坪数からいくと大体坪単価20万で購入できるような計算式になります。それで、僕自身は今、20万であったらそこへかぶせたらどうやという御提案をさせてもろうているわけでございます。

そこで、るるいろいろ後で答弁があったように、いろんなことでまだ民売の土地、保留地処分云々、財政が厳しい、組合が財政難で破綻しますということ、きちっと整理する期間、3カ月欲しいという御答弁をいただきましたので、町内部と組合が御協議をしていただきまして、正確な答弁を、6月議会に私、一般質問をこの件についてしますので、なぜ保留地処分地をかぶせなかったかということで一般質問しますので、その点、ひとつよろしく御答弁をお願いします。それはそれで結構です。

2点目については、デベロッパーに事業委託したら損失補償は考えにくいということで、それはそれで結構でございます。例えばの話を質問させていただいたわけでございます。もう済んだ話でございますので。

それと、3番目、去年の11月7日の全協では、10万7,000円で換地価格をおっしゃったが、昨年11月24日に近畿地方整備局へおいでになったと。そうなったときには、鑑定価格しか補助対象にはなりませんよと。換地価格違いますよということを言われて、より一層平群町の財政を混乱に導いているわけですが、なぜ11月24日までわからへんかったのか。もっと県とアポイントをとっておられれば、もっと早く皆さん議会にも報告できたのではないかなと。たしか11月7日の全協ではいけると言いながら、11月24日には、だめですよ。そしたら、それ相応の対応をもっと早くとおかれたらよかったんちがうかというふうに思います。それで、その件について参事、見解をお述べ願いたい。それと、1つこれも質問させてもらいますけれども、平群町が今の8,500平米を用地として買います。これは補助対象になりますか。それも教えてください。

それと、4点目に行きます。4点目につきましては、保留地処分は、まだやっていないから概算は未定ということで今、御答弁いただいたけれども、これも恐らく6月議会にぴっちり出まっしゃろ。これはこれでわかりました。今議会ではそれで結構でございます。

そこで、5番目です。事業認可前に20%。今、参事はどんなおっしゃったか。事業認可後、都市計画道路、いろんな変更がありまして約24%ぐらいになりましたと、こうおっしゃった。僕が聞いている質問は、事業認可をいただくときの申請では、議会とか住民にはおおむね20%とおっしゃっていたじゃないんですかということを知っているから、再度御答弁ください。

それと、もしも平群町が文化センター設立を白紙撤回した場合、どうなるんやろということに対する答弁ですけれども、御答弁は、要するに組合が破綻するということですね。そういうことで理解します。

7点目につきまして、ここで文書化したのかどうなのかということをお聞きしていたんやけど、基本的に何か協定があるみたいで、それは文書化されているみたいであります。この組合認可をいただく前に、いろいろ私も思い出しますと、平群町が組合認可、事業認可をいただくまでに、町の税金でおおむね9,000万円支出しているわけでございます。これはコンサル料でございます。ということは、通常、区画整理事業は、金融機関にお借りされて、組合認可されるまでのコンサル料の資金については自分らたちで対応されるのが本意でございます。しかし、そのときには、これは事業主体が組合事業になっておりますけれども、行政施行という、要するに市街地にもあるしということで平群町の議会も一定の理解をいたしました。私も覚えております。それで9,000万のお金をコンサル料としてお支払いされている経緯がございます。今聞きますと、協定書は実在するということをお聞きしたので、一般質問が終わりましたら、その協定書をいただきますので、その節はよろしくお願いをしたいなと思います。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

何点か再質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

まず、町の損失補償の関係で、先ほど説明させていただいた中でも、現時点ではまだ未定ということで御回答させていただきました。詳細につきましては、その後のセンター用地の考え方、保留地または清算金をどういうふうにしていくのかということにつきましては、議員のお述べのとおり、6月議会のほうでまた御説明をさせていただきたいというふうに存じます。

5点目の減歩率の関係の御指摘でございます。事業認可前については約20%、そして事業認可後については24%ということで、議会のほうには20%というふうに説明をしていた。おかしいではないかという御質問であると思います。これにつきましては、当時に、事業認可前20%と説明をさせていただいておまして、その後、都市計画道路等の幅員の変更等がございまして、結果的に議会のほうにはきっちりした説明が行き届かなかったということで、おわびを申し上げたいというふうに思います。

白紙撤回になった場合につきましては、先ほど御説明させていただいたとお

り、組合事業が破綻をしていくということで事業に大きな支障が出るというところでございます。

最後に、7点目、協定書が文書化されているということで先ほど御答弁をさせていただきます。協定書につきましては保管をしておりますので、またお示しをさせていただきたいというふうに存じます。

以上です。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

それでは、議員より3点目についての再質問でございます。文化センターの用地取得単価につきまして、その件でなぜもっと早くわからなかったのか、もっと早く対応すべきではなかったのかという点についてでございます。この用地取得単価の件につきましては、先般の全員協議会で、面積差、単価差ということで、町単独の用地費約2億6,000万円が生じるということで御説明申し上げました。このことによりまして、30年度の予算編成に大きな影響があったと認識しているところでありまして、議員御指摘のとおり、用地単価の疑義については、もっと早く県と綿密に協議すべきであったと反省しているところでございます。

それと、8,500平米の用地取得のみで補助対象になるのかということについての御質問でございます。補助事業の考え方からすれば、用地を取得することによって道路を築造する、また建物を建設するなど、そのことによって社会資本の形成に資するものが補助対象と考えるべきものでありますので、単に用地を取得するのみでは補助対象にならないと考えるところでございます。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

るる、また一つの宿題ということで、今度、6月議会にはきっちりと財政的なことを説明してください、一般質問で。そこまで私は待ちますから。まだ時間はあるから。ということでよろしくお願ひしたい。町長、この件についてもひとつよろしく。非常に大事なことでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。この件についてはこれで結構でございます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、馬本議員さんの大きな5点目、公共交通空白地解消へということで4点御質問をいただいております。

まず、1点目の、コミバスの新しい運行評価基準は運行収支率何%で設定しているのかということでございます。本年4月改正の2ルート運行における利用者の需要予測につきましては、西山間ルートは便数の増減がないため、平成29年度の年間利用者数の予測値に平成30年度からの停留所の増加分の予測値を加算し、年間利用者数9,255人と予測をしております。また、南北循環並びに南ルートを統合した南北循環ルートでは、今回廃止される停留所の利用者数及び樫原地区の通学便を除く全便の減少分を考慮し、年間利用者数1万1,210人と予測をしております。2ルートで合計年間約2万人と需要予測をしております。また、収支率につきましては、西山間ルートで6.6%、南北循環ルートで7.9%と予測をしており、平均で7.3%となり、運賃収入といたしましては155万8,000円程度と見込んでおります。

次、2点目の、現行の運行評価基準を低くすることは町の財政問題を無視したことになるのではという御質問でございます。収支率につきましては、奈良県の指標等と比較いたしますと低い数値には確かになっております。今後、バスの利用案内や観光案内等の作成をいたしまして、全戸配布等を行いながら、利用拡大を目指して収支率の改善をしていきたいと考えております。

3点目の、自家用ワンボックスカー2台の購入における年間経費の御質問についてですが、10人乗りワンボックスカー購入及び改造費で2台で約700万、5年償却で年間140万ぐらいかかるかなと思っております。また、2番目の、オペレーター2名の年間経費、これにつきましては、土曜・日曜・祝日、年末年始を除きますと、1時間当たり1,000円掛ける10時間、10時間というのは朝の8時から夕方6時までで、10時間掛ける2名掛ける245日で490万。3番目のシステム使用料の年間経費、2台で年間約150万。4番目の運転手2名の年間経費、土曜・日曜・祝日、年末年始を除きまして、1時間当たり1,000円掛ける10時間掛ける2名掛ける245日で490万。車両の2台の年間維持費といたしまして、燃料費で約137万円、保険料で9万円、消耗品で15万、検査料で約7万円、公租公課費で約6万円程度と見込みまして、合計で年間174万円と見込んでおります。経費合計では、年間約1,400万程度になると試算をしております。

4点目の、コミバスとデマンドタクシーの並行運転についてどう考えているかということでございます。本町にありましては、来年度、コミバスの新しいダイヤとルートで運行するという事は既に決定をしております。運行状況を2年間程度検証させていただき、いろいろ御提案もいただいておりますので、

デマンドタクシー導入についても引き続き検討してまいりたいと考えておりますので御理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

1点目の質問でございますが、私がここで質問させていただいているのは、コミバスの新運行評価基準についてお聞きしますということでございます。予測数値を聞いておるものではございませんので、改めて御答弁ください。

2番目につきまして、この件につきましても、収支率云々とかいう財政的なものがございまして、今、財政問題を考えると、新たな運行評価基準は現行の評価基準のハードルを下げたらだめよと、こう僕は質問しておりますので、新たな運行基準を提示してください。

3番目、10人乗りワンボックスカー、これを提案させてもらったのはほかでもないんですけども、財政が厳しいとおっしゃるならば、僕は、これは車購入で入れていきますけれども、リースすれば2台やったら70～80万で年間いけるとかいう話も、100万内ということも聞きましたし、ナンバーは白ナンバーでいって、そのかわり、上牧町がやっているようにルートはつくりません、私の考えは。あくまでもドア・ツー・ドア、そこのおうちへ行かせていただく、玄関まで行かせていただくというふうな考えで提案をしているわけでございます。これ、調べていただいたことは結構でございますが、僕の積算では、大体1,000万前後で2台走らせるんちゃうかなというふうに考えております。そのかわり、白ナンバーでございますので、一切料金は無料でございます。その点もよろしくお願ひしたいと思います。

そこで、4番目、2年間待ってほしいとか、2台で運行しますので、2年間程度検証していき、それに引き続きでデマンド導入についても検討していきますとおっしゃっていただいたんですけども、コミバスを2年間運行した後でデマンドタクシーを考えていただくのか。今からコミバスを走らせながら、白云々は別として、デマンド、ジャンボタクシーじゃないけれども考えますという認識。どちらでとったらよろしいですか。その点、再度お答え願ひます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

新ルート・ダイヤで運行される運行の基準についてでございますけれども、これにつきましては、あくまでも需要予測ということでございます。新運行基

準ということでは決定しておりませんので、よろしくお願ひいたします。

2点目の新たな運行基準の案ということでございますけれども、確かに1点目でも言いました。新しい運行基準はできておりません。あくまでも過去の利用者数から導き出した予測ということでございます。その点については、今の段階では予測数値でしかお示しすることができないという状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ワンボックスカーの件につきましては、一応、私どものほうでは1,400万ほどの経費がかかるんじゃないかというふうに考えております。その辺についてもまだまだ研究もしなければならぬと考えておりますので、よろしくお願ひします。

新しい運行状況を2年間程度検証した上でということによっておりますけれども、当然ながら、先ほども申し上げましたけれども、デマンドタクシーの導入についてもその中では検討もしていかなければならないということを考えておりますので、それについても、当然ながら運行状況を見ながら検討していくということで御理解していただきたいと思ひます。

○議長

馬本君。

○12番

どうも合点がいかなのやけど、運行評価基準をつくらずして走るのかいな。ちょっとこれもおかしいな、コミバス。通常は、基準、何のために、そういう目的とかいろんなつくらへんの。収支率はおおむね何%にしましょう。財政的な問題とか。3台を2台にするのやろ、4月から。何の基準もなしに走るの。ただ走って、その様子を見ててするの。これは情けない施策やな、俺から言うたら。

ちょっと聞くで。僕、先ほど言うたやろ、これ。昨年12月にデマンドタクシーを導入すべきと一般質問した。町長は、デマンドタクシーは非常に便利。それはもうええわ。もう少し議論する。コミバス運行も、平成30年には利用減に伴い、財政的な問題で3ルートから2ルートに減便。今後は新たな運行評価基準を考えていますと説明されました。

それで、僕は、新たな運行基準はできていますかと、こう質問したんやけど、おかしいかな、これ。検討されたのか、新たな基準を持ってはって今度出されんかったか。4月1日からそのまま走るのかな、何も基準なしに。そういうふうなやり方でやるの。それとも現在の運行基準を継承するのか。そしたら、議会で言うてることと答弁が違うよ。新たな運行評価基準を考えていますと御答弁されたんですよ。ということは現行の評価基準ではないよと。財政的なもの

やったら、今まで現行の評価基準を守っておられなかったのが、財政的にいろんな問題があって3台から2台になったんやろ。そやったら、現行のハードルを下げること自身が財政的な問題で少なくしましたではおかしいでと、こう言うてるわけや。いや、つくってまへん、運行基準なしで走ります。どっちでっか。これ返事してくれやんな次質問、僕、できひんやん。いや、ほんまに。お願いしますわ。

2番、3番は同じことで、3番目は僕の提案だけで、1,000万ぐらいでできるんちゃうかと。

4番については、今言うたように、来年4月1日から2台走りながらも、デマンドタクシー、デマンドについては並行して検討していきますということを御答弁いただいたんやから、その認識でよろしいな。それだけ確認をまずしておきます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

まず、現行の評価基準をそのままというふうには考えておりません。新しくバスも3台から2台となっておりますし、ルートも変更しました、ダイヤも変更しましたので、当然ながら現行の評価基準ではいけないところはあると思います。ただ、先ほども申しましたように、新たなルート・ダイヤでございます。バスも3台から2台になっておりますんで、なかなか評価基準を決定するところ、難しいところでございますので、あくまでも需要予測ということでお示しをさせていただいております。これにつきましては、当然ながら検証も必要だと思いますので、もしその辺でこの検証期間中に決定できれば評価基準も決定したいんですけれども、町といたしましては、今の需要予測を最低の基準ともしたいし、また目標ともしたいというふうに考えておりますので、これを基準にとということで考えております。

それと、デマンドタクシーの導入についてでございますけれども、2年間の検証の中で、先ほども述べましたけれども、12月の答弁の中でも申し上げましたように、デマンドタクシーについては検討していくということで言っておりますので、その点については変わりはありません。

○議長

馬本君。

○12番

今の現行の最低基準は、西山間はたしか1万人と思う。南北ルートは1万8,200人と思う。2万8,200人で現行の運行評価基準は決められてるねん、

最低需要基準。しかし、今度、あなた、2万人とおっしゃったんちゃうの、先ほど、2ルートで。現行の評価基準と違うやん。それやったら基準を変えやなあかんやん。今、バス3台で2万8,200人が最低です。西山間が1万、南北ルートが1万8,200ということ。

今度、2ルート合わせて2万ということを目標にされていると先ほど御答弁されましたね。ということは、それに見合った運行評価基準が必要ちゃいますか。財政厳しいのや、金を使うたらええわと。使うていただくのは結構やで。けれども誰が納得するの。基準もないのに納得せえへんで。はっきり言うて。

もう一回、読んだるか、ここ。これ、よう聞いてや。大事やで、ここ。コミバスの29年度の12月までの9カ月間において、各ルート1人当たり町負担額と前年度乗車人数と対比では、南北循環・南ルートでは1人当たり町負担額は前年度より101円ふえて、お1人乗っていただいて町が1,214円補填するんですよ。乗車人数は前年度より1,580人が9カ月で減っている。西山間ルートでは、1人当たり町負担額は前年度より78円増の、お1人に対して1,235円町が補填しているということで、乗車人数は前年度より1,089人減で6,763人となりますと言うている。そやから、僕が言うてるのは、あなた方が新たな運行評価基準をお決めになるということで僕に言うてはったから、その基準ができていんのやったら、4月1日から運行されるんやから、3台が2台で、出しなはれよ、となるわね。そうでっか、できてまへんのかなんて、これ、議会議員として言えますか。住民が聞いていたらどう思いますか。

御利用していただくのにお金が千何ぼかかったって、悪いとかええとか言うてないよ、そんだけ負担してますよということだけ言うてんねで。9カ月で。そやから、乗っていただくにはより一層ルート変更とか啓発します、もうこんな話は耳にたこの話でございまして、それはそれでいいけど、僕が言うてるのは、基準なしで運行すること自身が物すごくナンセンスやで。こんな運行って私、知らんわ。2年間運行の様子を見てて、何の様子を見るの。基準なしで様子見られんで、対比でけへんで、正直な話。一定の基準があったら、こういう基準で2年間見ましたけどこうですと言える。後は感情で言いまんのかいな、基準なかったら。

そこら辺は、町長、最後は町長のところに行きますけど、基準なしで走っていただこうと思うてはりまんのかいな。平成23年からかこの事業やったの、たしかな。23、24、25、26、4年間や。よう聞いてや、町長。23、24、25、26、この4年間も評価基準つくっているわけやん。これを27、28、29、3年間継続しているねん、現行の運行基準を。あかんと言うてま

せんよ。この中で、もうこんな繰り返し言うのは嫌やけど、最低需要基準を守ったのはあるルート、あるルートでっせ、あるルートについては1年だけですよんか。あとは全部最低需要基準にいてなかつた。けれども、町長は、ルートの変更をします、またいろいろ啓発します、バス停留所をこうしますとかおっしゃったさかい、それはそれでよろしいやん。今度3台を2台にしたら誰が困りまんねん。住民は困ると思いまっせ。そらそうでんがな。少ななるもん、便が。

財政的なものか。町長、ちやいまっせ、財政的ちやいまっせとおっしゃるんやったらおっしゃってもかまへんで。町長はそのように一部財政的にあるとおっしゃたんやから。町長、これ、新運行評価基準なしで運行しますの。4月1日からどうしはりまんの。それだけお答えください。

○議 長

1 1 時 3 5 分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 1 1 時 2 4 分)

再 開 (午前 1 1 時 3 5 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

岩崎町長。

○町 長

貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。馬本議員の御質問にお答えいたします。

コミュニティバスの新しい運行評価基準につきましては、早急に策定をいたしてまいりますので、よろしく願い申し上げます。

○議 長

馬本君。

○ 1 2 番

町長、ひとつよろしく願いを申し上げます。特に平群町は地形的に高低差もあり、そして、公共交通の便が余りよその町から比べたら好ましくない地域でありまして、コミバスとデマンドタクシーの並行運行をされ、特に高齢者の方、また弱者の方が御利用していただけますように、空白地帯解消のために6

月議会でまた御質問させていただきますので、本日はありがとうございました。
議長、終わります。

○議長

それでは、馬本君の一般質問をこれで終わります。

ここで説明員が入れかわります。5番、稲月君の質問を許可いたします。稲月君。

○5番

先般通告をさせていただいております2点について質問をさせていただきます。

1点目です。障がいを持つ人々の生き生きとした生活の保障を。

現在、本町には、障がいを持つ人たちの生活支援をしながら、それぞれの障がいや興味に応じた作業の援助、また、生きがいを得たり、それぞれの持てる能力を开花させようと頑張っておられる、指定生活介護事業所・NPO法人「大空の家」が存在をしております。障がいを持つ人たちは増加する傾向にあります。また、施設を必要とする人たちが年々ふえているというのが実情です。障がいを持つ人たちが特別支援学校の高等部を卒業された後、安心して地域社会で支援を受けていけるように、拡張、また充実をしていく必要が生じていると聞いております。3年ほど前には、元西小学校の校舎を利用した大空の家の拡張の具体的な検討もされつつあったようですが、その後、その計画も消えてしまい、現状はどのようになっているのか。また、町として今後どのように支援をしていこうというお考えなのか、お伺いをいたします。

それでは、2点目、延長保育料大幅引き上げは見直しを。

本町は、2カ所のこども園において、乳幼児期を生涯にわたる人格形成の基礎が養われる大切な時期における保育・教育が実施をされております。保護者が働いている・いないにかかわらず利用できる施設と位置づけておられます。その中で、保育標準時間と認定をされた場合は11時間の保育を、また、保育短時間と認定をされた子供さんは8時間の保育を受けることができます。そして、保護者の就労時間や通勤時間に応じて、それ以上の特別保育として、7時半から8時半までの早朝1時間の延長保育を利用できるようになっております。延長保育は、保育料とは別料金が現在徴収をされています。平成29年度までは1カ月につき500円ということで実施をしてみました。しかし、この30年度からは、第2次財政健全化計画の中にも明記をされ、実施メニューの第1弾として、延長保育料を1日当たり200円、そして1カ月で現行の最大6倍に当たる3,000円に引き上げる内容、こういう中身で要綱が改定をされました。延長保育制度利用の保護者は、6倍もの大幅引き上げに本当に驚かれ、

若い世帯の生活不安の増大や、就労そのものをあきらめなければならない、こういった状況にまで追い込まれ、生み出しております。平群町の子育て応援に期待して家を建てた。これでは詐欺ではないかというような声も聞こえてまいります。子育て支援ナンバーワンの町を誇りに、そして、女性の社会進出を応援し、安心して通勤できるように、延長保育料を引き上げた中身、これをぜひとも見直していただきますよう要望いたします。

そこで、以下の点についてお伺いをいたします。

1番、本町は、子育て支援ナンバーワンと内外に公言をされている自治体として、今回の制度改定についてはどのようなお考えで実施をされたのか。

2つ目、この制度の利用者の保護者へは、いつ、どのように改正内容をお伝えになったのか。理解を得られたのでしょうか。意見や御批判はしっかり把握しておられるのでしょうか。この点、お伺いします。

3点目、早朝の延長保育についての本町での実態と、町の考え方についてお伺いします。

4つ目は、利用料引き上げによる町財政の効果、そしてもう一つは、子育て支援ナンバーワンという町のイメージダウンによる子育て世代に与えるマイナス効果、これについてどのようにお考えなのかお尋ねしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

それでは、1点目についてお答えをいたします。

町内の生活介護・障害福祉サービス利用者は、平成30年2月末現在で56名です。そのうち、町内事業所「大空の家」を25名利用されています。他の市町村への事業所へは31名が利用されています。どの事業所を利用するかは利用者御自身や御家族がニーズや状況等に応じて選択されています。この3月末で特別支援学校を卒業する方も、利用者御自身や御家族のニーズや状況に即して、他市町村の生活介護事業所の利用が予定されており、利用希望者のニーズに即したサービス提供が図られていると認識しております。今後につきましては、町内事業所「大空の家」が施設の増築を検討されていると伺っておりますので、提供体制の充実が図られるものと見込んでおり、障害福祉サービスの提供体制の充実化を図る観点より聞き取りを行いつつ、引き続き必要な支援に努めてまいります。また、利用者御本人に対しましては、ニーズを十分踏まえた上で、引き続き、適正なサービス利用の支援に努めてまいります。

以上です。

○議長

稲月君。

○5番

今、大空の家には25名、これは定数以上に利用されているということでしょうか。

それと、他市町村のほうをたくさんの方が利用されているということです。いろいろな障がいをお持ちの方、また、年齢層も違いますし、必要な作業内容とかお仕事の内容とか、それこそさまざまなので、本町だけでやらなければならないというわけではないし、いろいろなところでそれぞれに見合ったサービスを受けて、十分その人の能力を発揮し、そして、興味をしっかりと開花させていっていただきたいというふうに思っているところでありますけれども、大空の家については手狭になり、すぐにでも拡張していかなあかんということで、以前、西小のほうに、計画の図面なども議会にも全員協議会に提示されたという事実もあります。私は、そのとき、多様なニーズに応えられるような施設の整備が、元学校ですので、いろんな設備がある中で、展開されると大変いいなというふうに思っていたのですが、いろんな諸事情で西小学校の利用の仕方などもいろいろ困難もあって、新たな考えに転換をされたのだというふうに理解しているんですけれども、それについては、大空の家としてはそのことは一切考えておられないでしょうかね。その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

まず、定員のことです。定員は20名です。でも、25名今、利用されているということでございます。

それから、当初、西小学校という話もございましたが、今後どうするのかということなんですけれども、大空の家と必要に応じていろいろお話し合いもするわけなんですけれども、今の時点では、今行っている梨本の地域で今のところは頑張っていくと。それについて施設も増築して行っていくというふうにお伺いをしているところでございます。

○議長

稲月君。

○5番

ありがとうございます。20人のところを無理して25人入れていただいているということなのかなというふうに、私は今、理解をしているわけなんですけれども、その分についても、まずは拡張するなり何なりの手だてを打っていかな

ければならないのではないかというふうに思います。そこについては施設自身が考えておられると。少しお話も聞かせていただいたんですが、いろいろ検討をしているということなので、その点については、今後、町として、言うたら、民間のNPO法人、非営利団体をお願いしているというような中身になりますので、ぜひともきめ細かに話し合いを持って、障がいを持った方たち、特に新規に特別支援学校の高等部、これもまた大変な状況になっているみたいですが、そこを卒業された方が不安な思い、卒業される前も今、親御さんたちは大変不安な思いをされているんです。卒業したらどうなるのかという。そういうことを不安に思わないでも安心して入っていただいて生活の支援をしていけると、そう思っただけのように、手だてを早いところで相互に関係を持ちながらつくっていただきたいし、進めていただきたいというふうに思っています。これはもうそれで結構です。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

それでは、2点目についてお答えをいたします。

まず、1点目、延長保育料の改定につきましては、第2次財政健全化計画に基づく適正な受益者負担の促進における取り組みとして、全員協議会でも御説明したとおり、サービス提供に必要な経費の一部として適正な使用料となるよう見直しを行ったものです。

2点目、保護者への説明につきましては、2月の園便りや入園説明会、広報などで周知は徹底しております。改正に当たって保護者の御意見は把握しており、御理解を得られるよう説明を行っております。

3点目、実態につきましては、2月末現在、早朝保育の利用者は、はなさとこども園で66名、ゆめさとこども園で75名と把握しております。町の考え方としましては、今後も引き続き、継続して保護者の方が安心して早朝保育が利用できるよう、受益者負担を得ながら、早朝保育に当たる保育士並びにその予算を確保し、実施してまいりたいと考えております。

4点目、財政効果は、今回の改正では、利用料を現行月額500円から日額200円で、月3,000円を限度とするもので、平成30年度予算では400万円強の増収を見込んでいます。子育てナンバーワンのイメージダウンとの御質問でございますが、改正後も、他市町と比較しても延長保育料は安価であります。他の子育て支援策とあわせて実施する中で、子育て支援ナンバーワンを引き続き目指します。また、経費の一部として受益者負担をお願いする中で、現在の支援策も、今後も引き続き、職員を配置して安全な保育運営を継続して

いくことで御理解は得られるものと考えております。

以上でございます。

○議 長

稲月君。

○5 番

ちょっと声がこんなので、大きい声を出せませんので申しわけないです。

今お答えいただいたわけですがけれども、子育て支援ナンバーワンを売りにして、若い子育て世帯に住んでほしいと。出生率も奈良県で最低、これから抜きたいと私も思っております。子供が多くなって町を元気にしたい、これは町長さんも一番にそう思っているわけですがけれども、私も大層強く願っているわけです。これまでやられてきたこと、子育てナンバーワンを目指しているいろいろ取り組みをされてきたというのは、私も理解をしていますし、評価もしたいというふうに思っています。これまで多子世帯の優遇措置を幾つかされています。これについては一定の効果を発揮してきているのではないかというのが私の実感なんですけれども、今回しているわけで、3人の子供がいらっしゃる世帯、それから4人、5人、こういった多子世帯がふえてきているというのを実感しています。また、もうすぐ出産するという人にも会いましたし、そういう世帯が生まれてきているというのは、これは多子世帯応援施策、これまでの安い保育料とか安い延長保育料、また預けやすいこども園、こういった施策がもたらしてきたものやと。これなら、この平群町で、2人いてはったら、あと1人育てられるんじゃないかというふうに自信を持って頑張れると思える、そんな勇気を若い世帯に与えているんじゃないかというふうに私は思っていて、非常に評価をしたい部分でございます。

しかしながら、今おっしゃったことについてはいろいろ疑問があるわけで、現役世代にしっかり働いてもらって、子育てもしてもらって、この地にずっと長い間住んでもらいたい。そういうことを私たちは望んでいるわけですね。で、こども園も充実をさせてきたわけです。ただ、その中で、子供を預けてお仕事をやる早朝保育を利用する人たち、1時間から1時間半かけて通勤をされている保護者の皆さんというのは、常勤者が結構その中でも多いのではないかというふうに私は思っています。その方たちはきっと保育料も高いし、納税額も高い。本当に大事な納税者ではないでしょうか。こういう早朝保育を利用してはる人、この人たちにいきなり延長保育料を最高6倍にすると。1日200円で6倍に急に値上げをするという、こういうやり方を親御さんたちは聞いて驚いてはる。もうあきれ返っているというのが現状あるんですね。この声をぜひ聞いてほしいというふうに思っていて、あえてそういう項目を入れて質問したわけで

す。

その人たちの声を少し紹介させていただきたいというふうに思うんですが、3人目を出産して、今度の4月にその3人目さんがこども園に入所しはるんです。今は育児休暇を取ってはるんですが、その親御さんなんかは、平群やから安心して仕事して子育てができる、そのように考えたから子供を産んだんやと。延長保育料1カ月500円が6倍の3,000円になるということは、この4月から3人になるわけよね。

そしたら、9,000円負担をせないかんということになるわけです。その額というのは非常に大きい。今まで負担が少ないから何とか育てられてきた。何とか3人目も育てられる。長時間の保育をしてもらって私も頑張ろうと思ってきた。それだからこそ、3人目の決心をして産んだんや。こんなん、子育て応援ナンバーワンと言っているけど、うそやったんちゃうのと。子育てに優しいと言うてたけど、いっつも優しくないやんかと、私におっしゃいました。1人じゃないんですよ。

平群は子育てをするのに自然環境もよい。保育料も払いやすい保育料になっている。2人目、3人目には減額もある、3人目は無料になる。非常にありがたい。だからこそここに家を建てたんや。もう一人の方も3人いらっしゃって、これだけ高くなったんやったら仕事も考えなあかん。家を建てててもたからどないしよという、そういう深刻な状況やというふうにおっしゃっていました。今、その方たちのお友達なんかとお話をしはるときには、もう仕事変えようかな、こんな高くなったら預けられへんから、もうちょっと時間の短いところに転職しようかというような話も実際のところでは出ていと聞いております。平群町は子育てに優しいと思っていただけれども、今回のこの急激な延長保育料の引き上げを知って非常に怒ってはる。

さっき、親にどのように周知されたかという質問もさせていただいたわけですが、改訂内容は2月の園便りにも載せたと。確かにその前にも住民説明会の資料も全部ポスティングされました。だから、関心があってよく見てはる人たち、その人たちは、このことも書いてあったからわかっているはずやないか、そんなふうにしてはるのではないかなというふうに思うんですが、忙しい子育て世代にとっては、そういうペーパーなんかを全て見るということは非常に困難やというふうに思いますし、ぱっと表題だけ見たらそんな書いてあると思うてへんから、大きく、延長保育料6倍と書いてあったら関心を持って見はるやろうけど、見ていないというのが現状あります。だから、周知徹底している一つには入らないというふうに思いますし、2月の園便りに初めて載ったのでびっくりしたというふうにおっしゃっているんです。言うたらそ

れで周知したということになるというのは非常に甘いし、おかしいのではないのでしょうか。利用をしている人たちの団体というか、保護者会もあるわけですから、保護者会に、こういうことを考えていますと。意見を聴取するというところを一切されていないというのが非常に腹立たしいというふうに思っています。中身を理解して、それなら協力しようやというふうに親御さんたちになるような方法というのをもっと模索すべきやと。町の財政が大変やから負担してもらうのが当たり前や、よそより安いやないかという、非常に乱暴なやり方ではないかというふうに私は思っていますし、2月号で急に言うてきはった。園長先生に言うたけど、園長先生もようわからへんかったということで、非常に怒ってはるわけです。

それと、他市町との違い、そのこともおっしゃったわけですがけれども、確かに価格の点では、月500円というところは私が調べたところでは余りなかったです。私立の保育園なんかでは延長保育料は取っていませんというのはありました。大体30分で100円というのが相場かなという感じは受けました。あちこち調べた中で。だけど、斑鳩なんかでは早朝には延長保育料を取っていない。三郷もそうです。11時間の長時間保育ということで、夕方のほう、それも6時半からとか6時以降、そこに延長保育料。しかも斑鳩、三郷では午後8時、20時までの延長保育をされている。だから、1時間半で200円あるいは300円というような保育料の設定もされているというのを見受けました。長時間かかって通勤をされている親御さんにとっては、7時半では短いという方もうちにもいらっしゃると思うんです。そういう中身の充実も示されない中でこの急激な6倍の保育料の引き上げというのは、非常に許しがたいものではないかというふうに思っていますし、親御さんたちの十分な意見、御批判、そこに耳を傾けるべきやというふうに思っています。

それともう一点、長時間保育のあり方というのか、理念の問題です。親御さんが外勤なり内勤、いろいろあると思うんですが、就労される時間、きちっと子供たちに保育を保障しようということで、長時間の保育または延長保育というのがあると思います。そこを高額の延長保育料を取ることによって阻害していくという、こんなふうに私は考えるんですが、そのことでは随分考え方は違うんやなというふうに思っているわけですが、もう一度その辺を明確にさせていただきたい。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

いろいろ保護者の意見もお聞かせいただきました。当然値上げとなれば家庭

の負担もふえるということで批判的な御意見でございましたが、しかし、平群町としましては、第2次財政健全化計画に基づいた適正な受益者負担というところで、これは全協でも御説明したとおりでございます。

その中で、平成14年から平群町は延長保育を実施してきました。これまで16年間見直しをしてくなかつたというのも事実であります。先ほど斑鳩であったり三郷であったりという比較もしていただきました。確かに時間単位でいえば平群、三郷、斑鳩はほぼ変わらない。ただ、限度額設定をしているのは平群町だけでして、月当たりでいえば平群町が安いという、こういった状況もございませう。一気に上げたということでございませうが、今まで16年間据え置いてきたということもございませう。そういったところで御理解いただきたいなというふうに思っております。

○議 長

稲月君。

○5 番

結論は、理解はできないということです。時間があるので気になっているわけですけども、もう一度親御さんたちの御意見もしっかり聞いて、聞いてはらへんということですよね、はっきり言わせてもろて。2月に園便りに入れたと。後は入園式で説明したと言わはったけど、入園式はまだですよ。卒園式もまだやねんから。一切説明会というようなことはしてはらへんわけです。直接アンケートとかとらはったわけですか。そういうこともほぼしていないというふうに今の御答弁では見受けられました。一切聞くこともなく、そのまま町の都合で負担を願いたいという御回答やったというふうに思います。

財政的には443万円ですか、この前いただいた資料から私は計算したわけですが、400万程度の財政効果があるというふうに、増収になるということですけども、保育にかかわるところで400万以上もアップしはるということについては、ほんまに優しい子育て応援の町がやることなのかというふうに実感としては思います。町長がきのうおっしゃいましたけれども、財政健全化については、町民には負担をかけへんというふうにおっしゃいましたよね。それには明らかに反しているわけです。ましてや、子育てを応援したい、ナンバーワンになりたい、なるんやという決意をしているところで、これだけの負担を、頑張って仕事をして、頑張って子供を産んで、やっていこうやと思っはる人たちに、こんな大幅な負担を、それも一挙にですよ、一方的に押しつけていくということに対して私は非常に大きな怒りを持っています。ぜひとも親の意見を聞き、再度これは考えていってほしい。検討してほしい。3人で9,000円にもなるという、そこの痛みなんかもぜひ自分のこととして考えてほし

いと思うんです。その辺はどうでしょうか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

子育て支援策というところがございます。保育園でもいろんな子育て支援策をやっているわけがございます。また、小学校に入れば小学校で学童での子育て支援策をやっております。

発言する者あり

○議長

静かに。

○福祉課長

また、高校卒業まで医療費無料という、これも大きな子育て支援策でございます。そういったところで、町は大きな意味で子育て支援策をこれまでやっておりました。今後もこういうことで引き続きやっていきたいというふうに考えております。

○議長

稲月君。

○5番

この件についていかがですか。検討していただけるんですか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

今回、改正をさせていただきました。この改正で実施していきたいと考えております。

○議長

稲月君。

○5番

このままで実施をしていくと。途中でも改正はしていけると思います。ぜひとも検討、見直し、ぜひとも保育を受けている人たち、保護者の意見をしっかりと聞いてほしいんです。その中で本当にどうなのか、子育て応援、これでいいのかというのをもう一回考え直してほしいと思うので、年度当初はこれを出発をする。時間的にもないですし、それは仕方ないのかなというふうに思うんですけれども、年度途中でも検討を、とにかく考え直してもらって、そうい

う機会をつくっていただきたい。この点ではどうですか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

さっき答弁したとおりでございます。

○議長

稲月君。

○5番

非常に残念な御答弁やというふうに私は思っています。今回についてはこれで私の質問は終わりたいと思います。

○議長

それでは、稲月君の一般質問をこれで終わります。

午後1時45分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0時15分)

再 開 (午後 1時45分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号10番、議席番号10番、窪君の質問を許可いたします。

○10番

10番窪でございます。最後となりましたが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告させていただいております6項目について質問させていただきます。

まず、大きな1項目めは、(仮称)子ども未来課の創設で、切れ目ない子育て支援をについて質問いたします。

今、県内においても、各部局にまたがる子供に関する業務を一元化するため、組織機構を見直し、名称を子ども未来課などとして新設される自治体が増加しております。県下では既に、広陵町、三宅町、田原本町で設置され、本年4月からは三郷町や上牧町で新設される予定です。超少子化の中、産み育てやすい環境整備が喫緊の課題であり、国においても、幼児教育の無償化や待機児童対

策などに力を入れた取り組みが進められております。また、各自治体においても、出生から18歳までのライフステージごとの子育て支援のサービスが一貫して提供できるよう、一元的な課を編成することで切れ目ない子育て支援が求められております。本町でも、30年度から、平群町子育て包括支援センター「ネウボラ」の設置を早期にさせていただくことは、高く評価をいたしております。しかし、これではまだまだ不十分で、子供に関する業務が一元化されていないため、どこに相談したらよいかのわかりづらい環境であります。他の自治体もこのような課題を認識し、子育てに関する業務の一元化を進めておられます。

そこでお尋ねをいたします。

まず1点目、子供に関する各課の具体的な業務内容についてお尋ねいたします。

2点目、子供に関する業務の一元化についての御認識をお尋ねいたします。

3点目、平群町においても子育て支援ナンバーワン宣言をしており、現在の13課を増設することは行革と逆行すると、もしお考えであれば、それは違うのではないかと考えます。さらなる子育て支援ナンバーワン宣言を目指し、平群町においても（仮称）子ども未来課の創設で子育て窓口を一本化し、切れ目ない子育て支援が必要と考えますが、いかがお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

大きな2項目めは、SNSを活用したいじめなどの相談体制の構築をについて質問いたします。

自殺者の総数が減り続けておりますが、昨年、19歳以下の若者が増加し、若年層の死因のトップが自殺なのは主要先進国では日本だけです。一人の命が失われることの重さは言うまでもなく、家族や周りの人の悲しみや生活上の影響もはかり知れず、依然として深刻な状況が続いております。そこで、国は若年層への対策強化をするため、自殺総合対策大綱の重点政策に「子ども・若者の自殺対策をさらに推進する」ことが位置づけられ、具体的な施策として、SOSの出し方に関する教育の推進や、SNSを活用した相談体制の構築などが盛り込まれました。このうち、SNSを活用した相談体制の構築については、長野県において、昨年8月に公明党青年局の推進により、LINE社と協定を締結、9月には県内中学生・高校生を対象に、LINEを活用したいじめ・自殺相談を実施し、わずか2週間で前年1年間の電話相談の倍以上の相談が寄せられました。SNSにこうした投稿が寄せられるのはなぜか。人と日常的に話をしたり悩みを相談できたりする環境にない若者がふえている。誰かに話を聞いてほしい、あるいは問題を解決したいという思いでSNSに向かっていると

分析し、SNS上に苦しい心境を書き込むことは、このつらさを理解してほしい、助けてほしいというSOSの発信であり、このSOSをうまく受けとめる仕組みをつくるべきだと識者は強調されております。また、現代の若者は、電話や対面での相談窓口にはなかなか接触せず、コミュニケーション手段はSNSであるため、SNSを活用した相談窓口の整備は急務であります。最終的にソーシャルワーカーなどのリアルな支援に結びつけ、チームでサポートしていく手法が、若者のいじめや自殺防止には有効であります。

こうした先行事例もあり、11月22日に公明党は、LINEなどによる相談体制の構築について、安倍総理に対し直接要請をしました。これにより国はSNSを活用した相談体制の構築事業に、2017年度補正予算、2018年度予算を合わせて2億5,000万円の予算を初めて財政支援し、25自治体においてSNSを活用した相談事業が実施されることになりました。

また、去年、神奈川県座間市のアパートで9人が遺体で見つかった事件では、容疑者がツイッターで自殺を手伝うなどと投稿して被害者たちと出会っていたことがわかっていて、国は、SNSを使う機会が多い若者の悩みに対応できるよう体制を強化することにしております。

そこで、お尋ねをいたします。

まず1点目、本町のいじめの相談件数と対応について。

2点目、本町においても、奈良県や広域と連携し、いじめなどのさまざまな悩みを、LINE等を活用して幅広く受けとめる相談体制の構築で早期発見に努めるべきではないでしょうか。

3項目めは、子ども医療費の窓口無料化の早期実施をについて質問いたします。

子ども医療費現物給付制度の実施に向け、これまで何度も議会で提案をしてみりましたが、平成27年2月の参院本会議で公明党の山口代表が、子ども医療費の助成に対して、政府が課してきたペナルティーである国保の国庫負担を減額調整する措置を見直すべきと訴え、政府に強く働きかけてまいりました。以降、厚労省は検討委員会を設置し、制度の見直しに着手する中、平成28年3月には減額調整措置を早急に見直すべきとの見解をまとめ、平成30年度より未就学分までのペナルティーを廃止することが決定。国保の減額調整措置が一部廃止されることになり、現行の自動償還払い制度から現物給付制度への制度改正が進むことになりました。そこで、奈良県下の自治体による連絡協議会等の進捗状況や制度の課題について、本町としてのお考えをお尋ねいたします。

大きな4項目めは、学校給食費の無償化について質問いたします。

文科省によると、2015年5月1日現在で、公立小学校の学校給食費は月

平均4,301円、公立中学校は4,921円、低所得世帯を対象にした就学援助や生活保護など、給食費を支給する制度がありますが、子育て環境の充実と子供の貧困などを背景に、小規模自治体を中心に無償化の動きが広がっております。

現時点では、全国で83自治体が無償化を導入しております。国会では、平成28年2月25日の衆院予算委員会で私ども公明党の岡本衆議院議員が、全国の小中学生の保護者が負担している給食費の年間総額が約4,400億円に上ることに触れ、貧困対策などの観点から、全体として国で払っていくべき金額だと無償化を主張し、一部自治体が独自で無償化に踏み切っていることも掲げ、実態調査の実施を求める中、昨年秋、文部科学省は、学校給食費無償化等について初の全国調査を行いました。調査では、全市区町村を対象に無償化実施の有無を確認。無償化している自治体については、補助制度の枠組み、また実施校数と予算額、また実現に至った経緯、そして、財源確保を初め、実施前後の課題などを把握します。また、給食無償化が児童生徒や保護者、学校にとってどのようなメリットがあるかも調査をいたしました。また、家計への負担軽減だけでなく、給食費の徴収義務がなくなり教職員の負担が減ったり、人口減少に悩む自治体で子育て世代の移住・定住につながったりする効果の見える化を目指し、実態を調べ、今年度中にその結果をまとめる予定です。成果や課題をつかみ、国として支援策の検討などに生かされます。

そこで、お尋ねをいたします。

まず1点目、公明党は、直近で昨年5月に行った政府に対する政策提言においても、家庭の経済的負担を軽減するため、全小中学校における完全給食の実施と地方自治体における学校給食の無償化支援を掲げておりますが、今後、国の動向も注視しながら、本町における学校給食費の無償化も検討すべきではないでしょうか。

2点目、今回の調査と同様に、公明党の要請を受け、給食費の徴収状況の調査も行われ、家庭が抱える経済的な問題の把握などに初めて踏み込んだ調査をした結果、文部科学省は、現在、全国の74%の市区町村で学校がしている給食費の徴収業務を自治体が直接するよう求める方針を決め、来年度、徴収方法のガイドラインが策定されます。未納の保護者への督促や多額の現金を扱うことが教職員の心理的負担と長時間勤務の一因になっており、業務を移すことで負担が軽減されます。直接徴収している自治体は、税金に関する業務の一環として、口座引き落としや振り込み、児童手当からの天引きで対応しておりますが、引き落としや天引きは保護者の同意が必要となります。そこで、本町の現状と今後の徴収方法に対する考え方についてお尋ねいたします。

大きな5項目めは、コミバス運行の利便性向上への抜本的な見直しをについて質問します。

昨年11月14日、公共交通対策特別委員会でコミバス運行事業の利用者減に伴い、平成30年度には、現行の車両3台による3ルート運行から、車両2台による2ルート運行への見直しをすることが示され、引き続き、11月30日の平群町地域公共交通会議においても同見直し案が承認され、新年度よりルート・ダイヤ改正が行われます。今回の見直しについては、特に高齢者の目線に立った見直しをすべきと主張する中、4月からの見直しでは、一定ダイヤの反映がなされたと評価をいたします。しかし、平群町の高齢化率は平成30年2月末現在、36.9%と年々伸びている中、運転免許の返納も進み、公共交通の便利な地域に引っ越しをされる方が増加しております。そこで、いつまでもこの平群町で安心して住み続けられるために、高齢者の目線に立ち、住民ニーズに沿ったコミバスの利便性の向上が必要不可欠となります。特に交通空白地区である私の地元、春日丘の利用者の皆様からは、常に当初のコミバス運行が一番利用しやすかったとのお声をお聞きしております。理由は、小型車両でコンパクトで小回りがきいていたことが大きな要因です。そこで、利便性向上に向けた抜本的な見直しについてお尋ねをいたします。

1点目、今回の見直しでは2ルートに変更されますが、もう一度原点に戻り、西山間ルート、北部ルート、南部ルートの3ルートに抜本的な見直しをすることで1周の時間が短くなり、コンパクトで利便性がよくなると考えますが、いかがでしょうか。

2点目、コミバス車両を、今の大型バスから小型のハイエース12人から14人等に乗りにかえることで、例えば平群駅前東線の北踏切も通行でき、効率よく運行ができますが、いかがお考えでしょうか。

3点目、また、今後、平群駅前広場の完成によりロータリーができ、さらに(仮称)文化センター・図書館も建設され、近鉄平群駅は町の中心となり、さらに人の動きが活発になることから、これまでのコミバスは東山駅が起点でありましたが、今後は平群駅を起点にすべきではないでしょうか。そして、3ルートの結線での乗りかえ時に乗り継ぎ券の発行も検討すべきではないでしょうか。お尋ねいたします。

最後、大きな6項目めは、竜田川駅バリアフリー化の早期実施をについて質問いたします。

いよいよ近鉄東山駅が30年度内にバリアフリー化が完成することになり、あとバリアフリー化ができていないのは近鉄竜田川駅のみになりました。これまでも竜田川駅のバリアフリー化については何度も一般質問をする中、昨年6

月議会の答弁でも、近鉄とできるだけ早い時期に協議を行いたいと、前向きな答弁がありました。1日当たりの平均的な利用者数が3,000人未満の鉄道駅であっても、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者や障がい者等の実態を踏まえ、可能な限りバリアフリー化の実施をすべきと、バリアフリー新法に明記されております。竜田川駅の段差解消に一日も早く取り組むことが住民の願いです。

そこでお尋ねをいたします。

1点目、これまでの近鉄との協議内容について。

2点目、斜行エレベーターの設置などの検討をどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

以上、端的に明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、大きな1点目の、(仮称)子ども未来課の創設で切れ目のない子育て支援をとということで、御質問を3点いただいております。

まず、子供に関する各課の具体的業務内容についてでございます。29年度の今行っている事業ということでございますけれども、福祉課におきましては、医療費の助成ということで、乳幼児・子供等医療費の助成、ひとり親等の医療費の助成、未熟児療育医療費の助成、また、児童福祉の関係といたしましては、児童福祉・子ども子育て支援に関する事、保育の必要性の認定に関する事、町外保育に関する事、児童手当に関する事、児童扶養手当に関する事、特別児童扶養手当に関する事、母子福祉に関する事、児童虐待に関する事、子ども・子育て会議、少子化対策、子供の貧困対策に関する事、おせっかい隊の育成事業に関する事、青少年問題協議会に関する事、子育て支援センター事業に関する事。

また、健康保険課、プリズムへぐりの事業になるんですけれども、各種予防接種事業、母子保健事業、児童生徒に対する健康教育、育児サークル等の子育て支援事業というふうになっております。

教育委員会の関係でございます。こども園の関係では、幼保連携型認定こども園の管理運営に関する事、学校教育の関係では、放課後児童健全育成事業、放課後子ども教室、各種就学等援助制度、特別支援奨励費、通学補助、奨学金貸付、幼稚園就園奨励費の補助、ことばの教室というふうになっております。

以上が主な業務内容でございます。

2番目の、(仮称)子ども未来課の創設で今の子供の業務に関する一元化につ

いての認識についてでございますけれども、世の中で核家族化が進んで女性の社会進出も進み、さらに地域社会のつながりが希薄になっていくことに伴って、子供が成長していく過程が大きく変わっております。

行政がこの支援に大きくかかわらなければならなくなってきているのも現実でございます。このような中、本町の子育てに関する業務体制は、先ほど申しました福祉課、健康保険課、教育委員会の3つの部局で主に行っているのが現状でございます。いろいろな枠組みの中でこのような組織になっているところでございますが、子育ての面から考えますと、一元化されるほうがよいというふうに考えております。

次に、3点目の、(仮称)子ども未来課の創設でわかりやすい窓口体制をについてでございます。議員御説明されましたとおり、近隣自治体では、平成29年4月より広陵町で子ども支援課、三宅町で健康子ども課、田原本町で子ども未来課が設置され、平成30年4月より上牧町で子ども支援課、三郷町では子ども未来課と子ども健康課が設置されるということを確認しております。本町といたしましても、住民の皆様への行政需要に的確に対応できるような組織づくりをしなければなりませんので、住民ニーズや近隣自治体の状況を見ながら、今後、調査・研究しながら内部でも協議・検討を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。子育てに関する業務体制、平群町では福祉課、健康保険課、プリズムのほうですね、それから教育委員会の3つの部局で分かれて主に行っていただいております。一元化についてはするほうがよいと認識していると。もっともなことであります。今、全国的にもそういう体制がどんどん進んでおります。そして、住民ニーズや近隣も見ながら、今後、内部で協議・検討したいと考えているということではありますが、私もこの質問をさせていただくに当たりまして、広陵町のほうへ個人で視察に行っていました。広陵町は、さわやかホールに全て入られておりまして、窓口が一本化されており、同一施設内のため、福祉とか保健の事業が全部入っております、大変相談しやすく、また、入りましたら、フロアに字が書いてあるんです。カラーで、この相談はここへ行ったらいいとかいうのがすごくわかりまして、そこには再任用で学校の元園長とかが入ってくださっていて、大変わかりやすい施設に広陵町はなっております。上牧町も今取り組みを進められて、楽しみにしているんです。検討したいということですが、本町の場合も3つの部局に分か

れていますので、それを集結して一つの子育て未来課、支援課等をつくること
によって、あとの3つが仕事がスリム化されますので、ぜひともこの創設をし
ていただきたいんです。

ただ、どのように創設されるのかというところなんです。創設に向けては、
まず、前向きに受けとめさせていただいていいのかどうか確認させていただき
たいと思います。そしてどのように検討するのか。私は、早急にワーキングチ
ーム等を立ち上げてしないと、あっという間に1年たちまして、また次々とた
くさんの事業をしなければならない本町ですので、今かかわってくださってい
る3つの担当課、または政策推進課、総務防災課も入って早急に検討すべきと
思いますが、その点、どのようにお考えでしょうか。再質問させていただきま
す。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

まずは、各課での一元化に対する必要性というのを総務防災課としては聞き
たいと思います。それが一番最初かなと思っています。その上で、どうしても
一元化が必要だ、いや、やっぱりというような意見が出てくる場合もございま
すので、その辺を確かめながらしっかりと検討し、やっていきたいなというふ
うに考えております。

○議 長

窪君。

○10番

今、課長のおっしゃるとおりだと思います。各課で必要性を、認識を確認す
る。私、想像するに、多分、各課はそれがいいんじゃないかと。一つ新しいこ
とを前に進めるにはたくさんの課題もありますし、検討することもたくさんあ
ると思いますけれども、私は、各課の認識は、困難もあるけれども、必要だと
確認できるのではないかと思うんですけれども、では、各課が必要性を確認し
たら、それからワーキングチームを立ち上げて前へ進めるというところまでお
考えでしょうか。各課の確認のみでは前に進みませんので、お尋ねしたいと思
います。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

当然そういう必要性があるとなれば、ワーキング会議になるのか検討会議に
なるか、それは1回、2回では終わらないような状況になると思いますので、

数回重ねながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。必要性を早急に確認していただいて、しっかりと各課で議論、ワーキングチームという名前でもつけていただきまして議論を進めていただくこと、ここは本会議場ですから、会議録に残りますので、また秋ぐらいにでも確認をさせていただきたいと思っております。本町においても一日でも早く（仮称）子ども未来課創設をしていただいて、切れ目のない子育て支援の町として業務の一元化を期待いたしまして、これにつきましては以上で結構です。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、窪議員の大きな2項目めのSNSを活用したいじめなどの相談体制の構築をの御質問にお答えをさせていただきます。

1点目として、本町のいじめの相談件数と対応についてのお尋ねですが、学校現場におけるいじめの把握につきましては、平成28年度に策定しました平群町いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止対策の取り組みを進めております。日常的には、教職員によります児童生徒の見守り等により確認し、把握を行い、個別には、子供たちや保護者からの連絡相談や通報などに基づく確認を行っています。そして、全体的には、定期的に児童生徒全員にアンケートをとる形で把握を行っています。

次に、相談件数であります、本人や保護者からの相談と教職員が発見したものを合わせまして、平成29年12月の報告では、学校がいじめと認知している件数は、3小学校で48件、中学校では8件となっています。

また、いじめと認知した事案への取り組みであります、学校現場におきましては、被害者、加害者の児童生徒への事情聴取、指導などはもちろんのこと、その保護者の方にも説明しながら、粘り強く取り組んでいただいているところでございます。

また、いじめが起こらない予防策も大切であると考えています。至極当たり前のことではありますが、学校が楽しい、授業がよくわかるなど、児童生徒が生き生きと活動できる学校になりますよう支援していきたいと考えております。

次に、2点目の、本町においても奈良県や広域と連携し、いじめなどのさまざまな悩みを、LINEなどを活用して幅広く受けとめる相談体制の構築で早期の発見に努めるべきとお尋ねでございます。いじめなどのさまざまな問題

について、議員がお述べのとおり、情報化社会の急激な進展でスマホなどのさまざまな情報通信機器が急速に普及拡大しており、若者世代はLINEなどSNSなどのコミュニケーション手段を多用していることから、近年は、人と人との直接の対面によるコミュニケーションがとりづらくなっている社会環境でございます。

そのような中、議員御提案のLINE等を活用した相談体制の構築についてでございますが、御質問の中で触れられていました、国では、平成29年度と平成30年度予算において、新規に創設したSNS等の相談体制の構築事業の補助メニューを予算措置されております。先日、県を通じまして、国からこの補助メニューであります教育支援体制整備事業補助金の通知が参りましたので、早々に補助要綱の確認をするために県へ問い合わせをいたしました。すると、実施主体は原則として、都道府県・指定都市教育委員会となっていました。教育委員会といたしましても、いじめ等の対策は、早期発見・早期対応、その手法も近年の情報化時代に即したSNS等の仕組みを活用した多様な相談体制の構築が必要であると認識をしております。

ただ、必要な情報機器の整備、マンパワーの確保、相談体制の構築など、多岐にわたります対応や業務が見込まれます。それらを単費の市町村レベルで整備するのは困難でありますので、議員御提案のとおり、県や広域レベルでの実施体制が効率的であると考えますので、国の新しい補助メニューについても実施主体が都道府県となっていることから、県においての事業の実を進めてもらうよう要望を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

長
窪君。

○10番

ありがとうございます。このいじめ、本当につらい話ですが、学校現場においていじめの把握、今、平群町もいじめ防止基本方針をきっちりつくっていただいて防止対策に取り組んでいただくことは大変よくわかります。教職員の皆さんの見守りや、または子供、保護者からの通報・確認、また全員への定期的なアンケートを実施していただいております。ここでいじめの認知件数が多いか少ないかは、近隣と比べてどうかわかりませんが、私にとりましては大変多い件数かなと、大変残念だなんて思っております。3小学校で48件、中学校で8件、いじめ認知をしたら、後の対応もしっかりと取り組んで、被害者、また加害者に事情聴取をし、指導し、保護者にも粘り強くしていただいているという御答弁がありました。ここでお尋ねしたいんですが、いじめと認知されて

いる件数、これは今現在では解決をしているのかどうかと、それからまた、学校現場ではいじめの指導に対してどのような点に注意をして指導していただいているのか、御確認をしたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

窪議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目でございますが、現在のこの件数について解決をしているかどうかということでございます。学校現場におきましては、子供同士の関係性を観察しまして、常にアンテナを張りまして、よい方向に改善されているか、そしてまた、担任だけではなくて教務主任、そしてまた管理職が複数の目でその事案の観察を行い、解決に導いているというところでございますけれども、現在の対応といたしまして、大きな特徴としましては、以前は簡単に解決できたということでの判断が早かったわけでございますけれども、今の判断は、簡単には判断せず、長い目で見守り、指導を継続していくという体制で指導を行っておるところでございます。この件数につきましては、解消に向かって進んでおるところでございます。

そして、2点目に御質問をいただいた件ですけれども、学校ではどんな点に注意して指導を行っておるのかということでございますけれども、被害者につきましては、あなたを守るよという強い態度、そしてまた、プライバシーを守るよという強い姿勢を示すことで、子供たちに安心感を持たせるように対応しております。そしてまた、加害者、そこには傍観者という子もいるわけですけれども、その子らたちには、いじめは決して許されることではないんだということ、そして、相手の心の痛みを知るということを教え、そしてまた、傍観者も加害者であるということも理解させながら、心理面でありますとか生活の実態に基づいた指導をするように心がけているところでございます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。常にアンテナを張って長い目で見守り、継続して指導してくださっているということで、大変ありがたいなと思います。このいじめの問題というのは、いじめる側もいじめられる側もいろんな心の動きがありますので、そう簡単に薬をつけて治るものではないので、本当にいい御答弁をいただいたと感謝しております。

それから、やはり被害者へはどこまでも、御家庭では守られますが、学校へ

来たときに、教師とかほかの方のお言葉で傷つけられたりすることもありますので、教師の皆さんも大変ですけれども、安心感を与える対策をしていただいているということだと認識しております。

また、加害者も傍観者も、いじめは許されないと。私もこれまでもいじめ対策については質問させていただいてまいりました。いじめはどんな状況であってもいじめる側が100%悪いと。この子はこういうことがあるからいじめられるんだとか、そういう要因探しではなくて、いじめる側が100%悪いということを学校現場ではしっかりとお伝えを今後もしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、私が提案させていただいております、今、電話相談とかの体制はありますが、SNSに移行しておりますので、電話ができるぐらいだったらまだいいんですけれども、SNSというのはツイッターでも書き込みしやすいですので、こういうもので、国もメニューをつくりましたが、都道府県、また政令市ということですので、奈良県に対してもしっかりと、また、県がだめなら7カ町で広域でしっかりと取り組んでいただきたいなと思っております。こういうツール、学校現場では、100%そういうのを認知する、また探し出せるということはなかなかないと思っておりますので、いじめの対策、早期発見・早期対応のために、奈良県に対してしっかりと要望してほしいと思っております。長野県では、このようなLINE社を通じて倍以上の、2週間で前年度1年間の電話相談以上の件数が来ているわけです。奈良県も一部試行化されているようにもお聞きしておりますが、その試行の実態がいまいち私には納得できておりませんので、しっかりとLINE社と、LINEというのは全国今、無料ですので、大変大事なツールになりますので、これからもしっかりと奈良県に対して要望していただくことをお願いいたしまして、これにつきましては以上で結構です。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

3項目めについてお答えをします。

奈良県下における福祉医療制度、子ども医療費助成制度における現物給付方式導入については、昨年、ほぼ1年間を駆けまして、奈良県、市長会、町村会が主体となり、それぞれの市町村の実務者における検討会議が4回開催されました。主な議題としましては、現物給付方式導入に伴う関係者のメリット・デメリット、一部負担金のあり方、医療機関との伝達方式、市町村における医療福祉システムの改修、他の福祉医療制度の取り扱い等でございました。検討会議の結果、導入範囲については、国が国保の減額調整措置を廃止したゼロ歳か

ら未就学児までを対象とし、導入時期については、平成31年8月から導入すると合意され、平成30年1月4日付で、市長会長、町村会長連名で奈良県知事に対し要望書を提出したところでございます。本町としましては、できるだけ早期に導入すべきと提案もいたしました。全市町村が導入可能な時期としてこの導入時期の合意に至ったものでございます。今後は、平成30年度中に国保連合会及び各市町村福祉医療システムの改修、さらには、国保連合会、社会保険診療報酬支払い基金、県医師会等関係団体との協議、また、県内の小児医療を行う医療機関へのヒアリング等が実施される予定です。

最後に、制度の課題でございますが、今回の子ども医療費の現物給付方式導入は、さきにも述べましたように、ゼロ歳から未就学児までを対象とするものであり、本町が助成対象とする高校3年生までとはほど遠く、本町が望むべき導入内容とはなり得ていないことから、今後、小学生以上を対象とした現物給付の導入について、引き続き県へ要望してまいりたいと考えております。あわせて、県基準の対象年齢拡充、所得制限撤廃、一部負担金の廃止についても要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

長
窪君。

○10番

ありがとうございます。子ども医療費の窓口無料化の早期実施、これは長年奈良県は、全国の中でもあとわずかとなってまいりましたが、現物給付方式に至っておらず、自動償還払いでありました。市長会、町村会、実務者レベルの検討会を4回開催していただいたということで、今、答弁をお聞きしてもしたら、平群は高校3年生までの無償化、バリアが一切ない、所得制限とかも全て撤廃した、本当に最高の医療費の制度をつくっていただいております。奈良県の中でも本当にすごい取り組みをしていただいていることは感謝しております。今回少し残念なのは、一步前進ですけれども、これまで大変厳しかった奈良県が国の減額調整をゼロ歳から未就学児まで廃止したこと。ただ、残念なのは、ゼロ歳から未就学児までが実務者検討会で対象になったと。また、導入はことしではなくて来年だと。ただ、これは県下の39市町村の合意形成がないと、平群町だけがこれをしたいと言ってもできないということはしっかりと認識をしておりますが、実務者検討会に行ってください課長を初め担当者の皆さんが、しっかりと高校3年生まで年齢の拡充等々も言っていただいた上でこのこういう結果ということで、一定評価をしたいと思います。

また、課題ですね、今言いました県基準の対象年齢の拡充と所得制限の撤廃、

また、一部負担金の廃止についても要望してきたということで、本当に福祉課の皆さんが御努力をしていただいた結果だと。これが最初で最後ではなくて、これからもっと、平群町が高校3年生までというすばらしい助成制度をしていただいていますので、それも現物給付が実現するように、諦めないで取り組んでいただきたいと思います。

そして、1点ですけれども、奈良県が県基準をこういう形で、また、所得制限撤廃、一部負担の廃止等と課題はありますけれども、県の実務者レベルで荒井知事にもこの1月4日、こういう形でやるという要望書を提出されておりますが、平群町は一切後退をしない、完全無償化という形でされるということだと受けとめさせていただいてよろしいでしょうか。現物給付方式はゼロ歳から未就学児までですけれども、県の課題が今述べられております。ということは、所得制限は平群はありませんよね。一部負担金もありません。それは現物給付なのに一部負担金という形で、今までは平群も自動償還ですから、払って全額戻ると、こういうことで、戻る金額に関しては一切後退はない、平群町においては所得制限もつけない、このような認識でよろしいですか。御確認したいと思います。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

平群町におきましては、一切後退はしないということでございます。

○議 長

窪君。

○10番

ありがとうございます。県、39自治体でこのような取り組みをされても平群町は一步も引かないで、今後も高校3年生までの現物給付を要望していただくことをお願いしておきたいと思っております。ただ、県、市町村の合意形成が必要なため、今後も粘り強く県に要望していただくことをお願いいたしまして、この件につきましては以上で結構です。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、窪議員の4項目めの学校給食費の無償化についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、昨日の植田議員、本日の馬本議員の御質問の内容に重なっている部分があり、答弁の文言が同様となっている部分がありますことを御了承い

ただきたいと思います。

給食費につきましては、保護者の皆様方の負担をふやさないように、給食費の全額改定を8年間据え置いてきましたが、消費税率の改定、物価の上昇という背景の中、給食の質を保てなくなったことから、平成29年4月より、小中学校とも月額で200円ずつ引き上げ、小学校では月額4,100円、中学校で4,350円と改めさせていただきました。

議員の御提案されている給食費の無償化は、子育て世代の定住促進でありますとか、子供の貧困化の対策には非常に有効な手法と考えております。これまで平群町では、子育て施策の一環として、年間180回の給食期間のうち、年間約110回の米飯につきまして、その加工賃を一般会計から公費補助を行っております。これは1人当たりで換算すると年間で約4,000円であり、補助率に換算しますと約8%と高い補助率と認識しております。

このような状況ではありますが、議員御提案の給食費の助成の幅を広げ、子育て世代の負担を減らすことは、本町の子育て施策には有効な手法であると考えておりますが、まずは給食の質を下げずに現行の給食費の値上げを行わないように努め、地元野菜の積極的な導入を図るなどで食育を進めてまいりたいと考えております。

なお、昨年9月に文部科学省より、学校給食無償化等調査の指示がございました。各自治体の現状の把握を行い、学校給食の無償化に向けた取り組みが始まっておるところでございます。今後も、国や県の動向を注視いたしまして調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、給食費の納入方法でございますが、現在、県費の学校事務職員が徴収事務を担ってくれております。これは、該当児童生徒に給食費の未納に関する状況を知らせないよう配慮するためであり、給食費の未納に関しては、担当教員や学校事務職員から保護者へ郵便や電話でやりとりをいただいているのであります。児童生徒に精神的な負担をかけないようにするため、特異な例を除き、今後も学校現場の協力をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長

長
窪君。

○10番

ありがとうございます。るる述べていただきましたが、平群町では、米飯の加工賃を一般会計から1人当たり年間約4,000円の公費負担をしているということで、無償化は子育て施策の有効な手段であると認識をされておられるということでもあります。

そして、1点質問させていただきますが、この徴収方法です。県費の学校事務職員が徴収事務を、未納等に関することですので、この方々に行っていただいているということですが、現在の徴収率についてお尋ねをしたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長

○教育委員会総務課長

窪議員の再質問にお答えさせていただきます。

現年分の徴収率につきましては、99.93%となっております。

○議長

窪君。

○10番

99.93%ということは、数字では何名未納ということによろしいでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

お答えさせていただきます。8名でございます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。文科省が初の学校給食無償化等の調査を昨年秋に行い、平群町でも給食センター長のほうで調査の報告を出していただいたと思いますが、その結果が今年度中にまとめられる予定です。全国の自治体の学校給食に関するこの結果、成果や課題をつかんで、国としての支援策の検討などに生かされるということをお聞きしておりますので、どうか国や県の動向を注視して、今後そういう財源が出てきましたら、しっかりと活用いただいて、無償化に向かって取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

そして、徴収方法につきましては、いろんな課題がありますが、平群町は大変子供たちのことを思って県単費の職員に徴収を任せていただいているようにございますが、やはりできるだけ今後も教師の皆さんには負担をかけないようにしていかなければならないと思うんです。もしくは、徴収率99.93%は大変高く、ただ、8名いらっしゃるということですので、これが教職員の仕事の負担になるようなことが起これば、再度この徴収方法の見直しも御検討していただくことをお願いいたしまして、これは以上で結構です。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、5項目めのコミバス運行の利便性向上へ抜本的な見直しというところでございます。

昨年7月26日の日に、春日丘自治会におきまして出前講座も開催させていただきまして、23名の方が御出席をいただきまして、多くの方々から貴重な御意見をいただきまして、できるだけ意見を反映させていこうという思いもございました。

その中で、1点目の、コミバス導入の原点に戻り、西山間ルート、北部ルート、南部ルートへの見直し及び、運行1周当たりの時間短縮による利便性向上についてという御質問でございます。御存じのように、ことし4月の改正で2ルート・2台での運行をしてまいります。運行状況については、新ルートにおいて、乗車人数の状況や利用者の意見も聞きながら2年間程度検証させていただきまして、また、ルートについても検討してまいりたいと考えております。

次、2点目の、コミバスの小型化に伴う平群駅前東線の踏切通行による効率運行についての御質問でございます。現在、平群駅北側の踏切については、関係機関との合意形成が図られていないことから通過することができないため、時間がかかるなどの御不便もかけております。また、平群駅北側の踏切通過にはバスの小型化が一つの条件になっておりますが、現在、通学バスとしてもコミバスは利用しておりますので、登下校に支障がないことも検討が必要だと考えております。いずれにいたしましても、先ほども申しましたが、4月改正の2ルート運行の状況を2年間ほど検証させていただきまして、その上で検討してまいりたいと考えております。

次、3点目の、平群駅前広場完成に合わせ、平群駅ロータリーをコミバス起終点にすることで乗りかえの利便性を図ることについてでございます。平群駅を起終点にするということで、コミバスのルートやダイヤのわかりやすさだけでなく、他の公共交通機関への乗り継ぎの利便性を考えると今後必要であると考えており、乗りかえ等ができるだけできるようなルートやダイヤ改正が行われた場合、利用者の方がスムーズに乗り継ぎができるような乗り継ぎ券の発行についても、機械がいいのか、いろんなこともございますけれども、検討もさせていただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、議員の御提案につきましては、貴重な御意見として承らせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長

窪君。

○ 10 番

ありがとうございます。コミバス、去年の7月26日の出前講座、私も春日丘コミュニティバス利用者の会の事務長をさせていただいておりますので、たくさんの方が来ていただきまして、また、全町内、東西南北から、多くの皆さんからお声をいただき、私も担当課のほうにも提案をさせていただいてまいりました。高齢者の目線での部分については、今回、3ルートから2ルートに減ルートになりまして、大変残念ですけれども、一定入れていただいたのではないかと思います。ただ、ルートが1ルート減っておりますので、乗車人数は減るだろうなと思います。先ほども登壇させていただいて言わせていただきましたが、通学バス、高齢者の皆さんのため、観光、いろいろなものがミックスして盛りだくさんになったということが一つの大きな要因かなとも思います。コミバスは当初が一番乗りやすかったと、私の地元の皆さんがこれまでもずっと言われておりますので、小型車両にしてコンパクトに3つが円になって回る。1周の時間が短くなるということが一番便利な要因だと思います。ですから、利用者が減少して減ルートになったということですが、あくまでも減少の要因は、乗りたくても乗りにくいというところがポイントでありますので、今回、3ルートの提案を再びさせていただき、抜本的な見直しの必要を求めた次第であります。2年後の検証ということではありますが、ちょっとこれは置きまして、3ルートにすることでコンパクトに小回りがきく、1周時間が短くなる、このことについてどのように受けとめられておられるか、お尋ねしたいと思います。

2点目は、今は大きいですので、一番最初のもとに戻りまして、コンパクトな小型化、ハイエースクラスだと思うんですが、小学生の通学の人数等もありますが、今現在であれば、小型化であればあの踏切は通れると認識していいのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

それから、3点目です。3つのルートにすることによりまして、今は南北統一したものになっておりますので、春日丘から東山まで直行できるんですけども、3つのルートにしましたら、ここが乗り継ぎ点になりますので、200円、コミバスが走っていない地域の皆さんからはお叱りを受けるかもわかりませんが、バスを乗り継ぎするためには、今までの倍額を払わないといけなくなりますので、今、機械等とも検討すると、前向きな御答弁をいただきましたので、やはり利用者が乗りやすいように、乗り継ぎ券の発行等もしっかりと検討させていただきたいと思います。まず、2点、再質問させていただきます。

○ 議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

ハイエース等の車両になれば確かに、どこでも行けるというわけじゃないんですけども、乗りやすさはいけるとは思います。ただ、先ほども言いましたように、小学生の数が、今ではいける状況だとは思いますが、将来的にそれが可能かどうか、2年、3年、4年先どうなのかというのはまだ検証もしていないので、それが可能であれば小型化も必要ですし、いけるような状況にはあると考えております。

踏切の通過の件ですけれども、先ほども申しあげましたように、今のバスでは踏切の通過はできません。小型化になれば当然通過はできるというふうに考えております。

以上です。

○議 長

窪君。

○10番

ありがとうございます。やはり短い時間で1周できてコンパクトでということが一番の利用者増の要因になると思います。この4月からです。まだ始まっておりませんので、2年間、この4月から検証をしっかりとさせていただいて、できるだけ早目に、2年後にはこのような体制をとっていただきたいことを要望しておきたいと思います。先ほども馬本議員からもありましたが、坂道が多い平群町にとりましては、公共交通をしっかりと整備しないと住みづらい町になってまいります。コミバス運行については、高齢化が進む平群町にとってはなくてはならない事業です。そのためにもう一度、一番多く利用される高齢者の皆様の目線に立ち、原点に戻って抜本的な見直しを求めまして、これにつきましては以上で結構です。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

6点目の、竜田川駅のバリアフリーの早期実施をということで、まず1点目のこれまでの近鉄との協議内容でございます。竜田川駅のバリアフリー化につきましては、昨年6月議会の窪議員さんの一般質問以降、7月と12月に近鉄側の担当者と打ち合わせ会議を行っております。小規模な簡易のスロープの設置ということでそのとき御提案もあったんですけども、早期のバリアフリー化の検討を依頼しました近鉄さんからは、バリアフリー法に基づき、平成32年度までに1日3,000人以上の利用者がいる駅のバリアフリー化を進めているというふうな回答でございました。なお、小規模な簡易スロープの設置に

つきましては、利用者の安全確保のため、基準に基づく施工をしなければならぬため、現時点では難しいとの回答でございました。7月の会議の終了後に現地も確認をしていただきまして、改札と階段が狭くはなるけれども、バリアフリー化は可能ではないかというふうなことでありましたので、バリアフリー化はできるというふうな回答でございました。

また、ことし2月には近鉄生駒線利用促進協議会を開催いたしまして、近鉄生駒線の利便性向上に伴う、このときも竜田川駅のバリアフリー化の意見交換をいたしまして、バリアフリー化対策は、国、自治体、鉄道事業者が一体となって進めていく必要があります、現在、竜田川駅は3,000人以上の利用者がいないため、優先順位にはならないけれども、対象人員が改正された場合、事業は進めていきたいとの回答をいただいております。今後も引き続いて近鉄とは協議してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それと、2点目の斜行エレベーターの設置の検討についてでございますけれども、1点目の回答にもございましたけれども、バリアフリー化を進める上で、利用者の安全確保が優先となるということで、そのために基準に基づく施工となり、現状として斜行エレベーターの設置が可能かどうかにつきましても、近鉄側の担当者と打ち合わせ等を行いながら、竜田川駅のバリアフリー対策を近鉄からもいろいろ提案もいただきながら協議してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議 長

窪君。

○10番

ありがとうございます。今の御答弁、竜田川駅のバリアフリー化につきまして、何度も何度も質問させていただいてまいりましたが、初めて前向きな御答弁であったと感謝申し上げます。協議をしていただいて検討、検討、検討、何を検討されてきたのかなという思いで、今回は協議内容について聞かせていただきましたが、その都度、私もいろんな提案、あるときは簡易スロープであり、あるときは斜行のエレベーターであり、等々質問させていただきましたが、今回、簡易スロープの提案の中で、現地を確認していただいて、バリアフリー化は可能であると、この場所で。当時は、場所がない、用地を買わないといけなとか、いろんな御答弁であったと思うんですが、本当に初めて前向きな御答弁をいただいたと、大変うれしく思っております。

そこで、まず、バリアフリー化が可能であるという御答弁の上に立って、近鉄は3,000人以上と言っております。国のほうでも、2020年までに3,000人以上のところは全てバリアフリー化を進めるように、今、本当に前へ

物すごい動きで進んでおりますけれども、私も、3,000名未満のところはどうなるのかということで調べてまいりましたが、利用者数1日3,000人未満の駅についても、地域の実情に鑑み、高齢者、障がい者等の利用の実態等を踏まえて、バリアフリー化を進めることを基本方針として国は取り組んでおられます。2016年度末の時点で、3,000人未満の駅の約20%の駅がバリアフリー化をされているとお聞きいたしました。そして、国土交通省の補助制度があるそうであります。予算上の制約はあるものの、利用者数の少ない駅も対象にしているとお聞きをいたしておりますので、しっかりと一番いい形、バリアフリー化を進めるために一番この竜田川駅にとっては安価で、また、利用者に安全・安心のバリアフリー化をするための何かよい方策を検証していただきたいと思うんです。そして、それとあわせて、経費もどのくらいかかるのか、それによって国のほうにも予算要求、県を通じてになるかもわかりませんが、していただきたいと思うんですが、その点、最後、質問させていただきたいと思います。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

その辺についても、近鉄のほうには、3,000人以下のところについても早期に実施をしてくれというふうに、その都度その都度お願いをしておりますけれども、近鉄さんには、3,000人以上のところはまず優先だということを絶えず言われています。確かに3,000人以下のところも実施されているようでございますけれども、その辺につきましても、3,000人という近鉄の思いがございまして、今後は、それが終われば優先的に3,000人未満のところについては竜田川駅も実施してくださいというようなこともお願いしていましたので、できる限り早急にできるようにまた粘り強く協議をしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。今、バリアフリー法の改正を国のほうが、そういう動きが、10年たちますのであるようであります。しっかりと、3,000名未満であります、平群町で唯一、平群駅も少しバリアフリーじゃないようですが、2～3段ですかね。この竜田川駅は11段の階段ですので、何か故障を起こしたら階段が上れない。階段を上らないとプラットホームに参れませんので、しっかりとあきらめずに、これからもバリアフリー化の結果が出るような

取り組みをお願いしたいと思います。高齢者や障がいをお持ちの方々が安全に利用できるような竜田川駅のエレベーター、またスロープ設置による早期バリアフリー化を目指し、近鉄とも引き続き協議を前向きに進めていただきますことを心からお願い申し上げまして、私の一般質問は以上で終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長

それでは、窪君の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 2時49分)